盛岡 藩 雑書』 にみる大衆芸能~「操」・「鈴江四郎兵衛」を中心に~

木 戸 俊 子

四〇)の一九七年間 の恩恵をいただくことにした。 が刊行された。 巻が刊行されて三十六年を経、 日記である。 『雑書』 昭和六十一年 古文書解読の苦手な私にとってこれほど有難いことはなく、 は (欠落の十五年分は除く)、一八九冊に収められた盛岡藩家老席 寛永二十一 (正保元) (一九八六) 令和四年 盛岡市教育委員会から (二〇二二) 三月ついに最終巻の第五十巻 年 (一六四四) から天保十一年 『雑書』 の翻刻第 早速そ

戸時代、 덴 の記事とともに既に平成二年 るためにやってきた人物である。鈴江四郎兵衛の盛岡藩における消長は、『雑書』 [元鈴江四郎兵衛関係資料」三十九点が収蔵されている。 当館には、 | 等にわかりやすくまとめられている(1.2) 淡路人形の全国興行を行っていた淡路国から盛岡まで操 最終巻が出た年に岩手県指定有形民俗文化財に指定された「盛岡藩操 (一九九〇) 門屋光昭氏の が、 雑書の最終巻が刊行されたこと 『淡路人形と岩手の芸能集 この鈴江四郎兵衛は、 (人形廻し) をす 江

には、 い る。 そのため、 盛岡藩領内における諸事万般にわたる様々な出来事が日記形式で記録されて 江四郎兵衛も含めた 城内や城下における大衆芸能の様子が数多く記されている。

「操」「操り人形芝居」「四郎兵衛」とその一座などの記

これを機に改めて『雑書』を見直してみることにした。

 \mathcal{O} なお、 净 瑠璃語 四郎兵衛が座元として関わらない (ŋ) の記事とし、 操 に関わるもの 「浄瑠璃語 (り)」は、 (出演者が同 あくまでも単独で 一人物など)

事を悉皆取り上げてみたい

鈴

寛文元年(一六六一)

み、

掲載している。

十月廿九日

於御城御居間、 ・ 晩六ツよりじやうるり御聞被成、 くわしや理兵衛・助

此二人。て三本語しやみせん引一人参

十一月二日

郎 晩六ツ半時より於 此外新町ノ者四人参 御 城あやつり有、 四ツ過 済 助惣・理□□・

+ 月三日

於 御居間、 昨晩あやつり仕候上留り語助惣、 三味線挽徳右衛門

両 人盛岡御蔵米拾俵被下

十一月四

於 御居間、 やつり仕候菓子屋理兵衛に 盛岡御蔵米五俵被下

寛文二年 (一六六二)

正月四日

周知のとおり『雑書』

今晚於御居間 上るり語 助惣 ·徳左衛門 理兵衛上るり語、 戌刻ヨ

亥刻迄

二月八日

有之、 於本御居間、 未ノ刻済、 今日巳ノ刻あやつり被仰付 弥六郎 ・九左衛門・勘左衛門・治太夫・作右衛門、 御覧、 太夫助惣哥枕角

御

菓子杉重三重献上之

二月十日

去八日於本居間あやつり仕候者共!盛岡御蔵米弐十俵被下、 手形助物

此

相渡

四月四日

祭礼之次第

一 警固之足軽二行"二人宛四人、警固高橋善兵衛騎馬、同預足軽十人、

(中略)子供五人金爪籠"入かつく、草履取十二人、らしやうもん助惣太夫

久慈町紙昇、山伏八人内三人貝吹、・・・・

とだが、 留り」(浄瑠璃)を語った助惣、三味線挽徳右衛門、 あることが褒美からも明確である。助惣は後に「太夫」という文字も見える。 瑠璃や文楽において、「太夫」といえば「義太夫語り」を指していることは周知のこ れている。 と三味線引きと三名で「じやうるり」を語っている。数日後、この二人に「徳三郎 寛文 (一六六一) 年、 「権三郎」、新町の四名を加えて、「あやつり」をしたとある。そして、その後 『雑書』での「操」の初出は、雑書が書き記されるようになって十七年目である。 この時代は当然「あやつり」よりも「太夫」(浄瑠璃語り)のほうが格上で 助惣と徳右衛門には、 十月廿九日城内の居間において「くわしや理兵衛」と「助惣 米十俵、 理兵衛には米五俵である。現在も人形浄 あやつりの理兵衛に褒美が渡さ 正

寛文八年(一六六八)

卯ノ廿一日

覚

(中略)

一 勧進、能、相撲、操等之見物類在々、所々"一切不可留置事

城内の御能以外にも狂言芝居や操をはじめとして様々な芸能が行われるようになる。しおかれている。それだけ賑わいを見せていた証拠といえる。その後延宝期に入り、こと、衣類への規制、食糧の規制、能・相撲・操等の規制、冠婚葬祭等の規制が申寛文八(一六六八)年四月二十一日、倹約令(3)が出され、百姓は農業に専念する

延宝二年(一六七四

三月八日

一 今日御中丸においてあやつり被仰付、鶴千代様御覧被遊、下々"も為御

見被遊

三月十日

知之面々も何も罷上り見物、但巳ノ下刻より始め申ノ刻終、則時入御一 今日於御中ノ丸操被仰付、殿様・奥方御出御覧被成、老中#御一門・高

三月十二日

一 鶴千代様操被仰付候付て、為御祝儀御上下代金壱歩宛北村左源太・伊

藤一郎右衛門・西館嘉兵衛・

一 鶴様於御中丸操被 仰付、殿様女中方御出御覧被游

寛文七年 (一六六七)

仰付御覧、於大書院有之

九月廿八日

有之、右ハ江戸境町より下ル

右あやつり太夫二呉服一重金拾両被下之

今日巳ノ刻より於大書院あやつり被仰付候、

太夫油屋茂兵衛同亥刻迄

寛文五年(一六六五)

七月廿八日

今晚

両殿様へ御奥方より御料理被進、

御膳前助惣大夫"あやつり被

三月十八日

一 今日於御中ノ丸あやつり被仰付、殿様"も奥方"も御出御覧

三月廿四日

於御中丸あやつり被仰付、御町之者共 "為御見被成

_

八月十七日

殿様御見物"被為入、操終て御本丸′未ノ刻被為入、同下刻御帰被遊

十月廿三日

一 若殿様為御振舞御本丸、午ノ下刻御出、御相伴弥六郎・治太夫、為御馳

走御中之丸『て操有之、酉ノ刻御帰城

十二月十七日

一 殿様今日巳ノ刻御本丸、被為入、就夫為御馳走鶴千代様より於御中丸

あやつり被仰付、御覧、以後御本丸『て御膳上』、申ノ中刻御帰

延宝三年(一六七五

.

二月十九日

若殿様鶴千代様′、今晩之御振舞"巳ノ刻より被為成、御中丸"て操御

覧被遊

九月五日

御中ノ丸。てあやつり被仰付、殿様之奥方様御上覧、午ノ刻より始申刻

彩

九月廿五日

一 殿様於御中之丸操御覧、巳ノ刻始、未ノ上刻終ル

九月廿六日

鶴様御中ノ丸操被仰付候付、高知之面々罷上見物、巳ノ刻より始申ノ

刻済、操熊谷先陣問答

十月九日

一 今日御中丸"てあやつり被仰付候付、大殿様・奥方よりも不残、午ノ刻

岬出、申ノ下刻被為入、但高知之女中、尤侍方"も見物被仰付

十月十日

一 御中ノ丸『て操被仰付、御家中・侍・同女中望次第罷上、見物可仕由

仰出之

十一月十九日

一

鶴千代様操被仰付候、役人共 "金子被下、弐歩宛田代甚五右衛門・清水

貞右衛門・米内孫兵衛・達曾部七兵衛・同三之丞・久慈長兵衛・同重左

衛門・吉嶋小左衛門・石川門之丞・同半之丞・荒木田甚助・摂待源蔵・

郎・蒔内正右衛門、同壱歩宛栃内太吉・川嶋仁兵衛・長内弥五郎・横浜川村弥内・神山伊助・千田新兵衛・村上新三郎・戸来長三郎・岩崎門十

半四郎、弐歩宛鉄砲屋山三郎・新四郎・庄二郎・仕立屋伝七、三歩紙町

二郎八、壱歩宛二郎兵衛・座頭了勝、五百文宛御水主四人、五百文宛坊

主林斉・閑休・久斉、右之通被下之、小向四郎右衛門何も"渡

延宝四年(一六七六)

二月十九日

より始、殿様奥方御一覧、申ノ刻終ル 今日於御中丸、カサリや五郎左衛門被為呼、南京操被仰付、午ノ下刻

二月廿四日

一 今日於御中丸、鶴千代様御操り被仰付、午刻殿様・御奥方御新丸御末

御中屋敷より何も御出御見物被遊、申ノ下刻被為入

一 仙台領より参候かさり屋五郎左衛門、去十九日南京操仕候付、銀子五

枚被 下之、高橋惣左衛門・高屋四郎左衛門渡ス

御見

二月廿五日

一 於御中丸操被仰付、御本丸御末新九御中屋敷、女中·御家中之者共¹為

御見被成、巳ノ刻"初り未ノ刻"タタ

三月十日

今日於御中丸 鶴千代様操被仰付、殿様·御奥方御新丸御中屋布(敷)

より何も御出御見物被遊、午ノ刻御出申ノ刻御帰

三月十六日

同断林斉、 断与伝二、同断兵右衛門、百匹立都、同断良勝、 郎 助、 内庄右衛門・川村弥内・千田新兵衛・重茂斉宮・生方治右衛門・田鍍伝 郎・石川門之尉・同半之尉・吉嶋小左衛門・摂待源蔵・下田善兵衛・蒔 大助、同御小者長吉、 衛門・田代甚五右衛門・米内孫兵衛・神山伊助・村上新三郎・達曾部長 太夫・達曾部三之尉・久慈七兵衛・同重左衛門・戸来長三郎・岩崎門十 鶴千代様操被仰付候役人「為御褒美被下物、 同百疋張や新四郎・同五拾疋絵書庄二郎、 鳥目五拾疋宛長內弥五郎、 壱貫文仕立屋伝七・同大工儀左衛門、 四百文大工弐人、四百文塗師弐人、右通被下之 同弐百疋紙丁次郎八、 上下代金壱歩宛志水定右 三拾疋御水主庄二郎、 三拾疋御掃除坊主林夏、 同断藤蔵・三拾疋鑓や 同五拾疋錆屋山三 同

三月廿二日

刻より始申ノ下刻 「終其外御家中士中為御見成、右操上留利、いけにゑ藤原仲光二本仕、巳ノ」 外御中丸清九郎罷上り操仕候、上々様方御出御覧被遊、次高知之面々

三月廿三日

一 御中丸 "て操仕候宮清九郎"、御蔵米三拾表 (俵) 被下之

三月廿六日

於御中丸操御上覧、

御新丸御中屋舗

(敷)

よりも御出被成、

其外御一

一 於御中丸清九郎操仕候、御本丸奥方・御新丸奥方、御中屋敷より御出五月小十三日 門高知之内方為御見被成

討より静宝楽之舞迄、

矢かたミ二本仕ル

被遊御覧、

次高知之内為御見被成、

ヒノ刻ニ初酉ノ刻ニ終、

上留利堀川夜

天和三年 (一六八三)

四月十二日

とらや永閑上下廿三人。て、去十一日到着、今日於御舞台あやつり被

仰付之

四月十六日

虎屋永閑、今日より於新八幡町、芝居相立之

従式部樣、虎屋永閑"塩鴈五羽、米廿俵被下之

四月廿八日

一 今日於御舞台虎屋永閑操仕ル

五月十六日

一 御新丸於御舞台、永閑操被仰付之

十月一日

一川之三女

判金壱枚 虎屋永閑

串貝五連

遠野・花巻両所芝居御免被成下、有難奉存候由、小源太ヲ以申上候付

右之通被下之

貞享元年 (一六八四)

三月十七日

一 於御前川原町左兵衛上留里語申、為御褒美鳥目百疋、同しやミせん引

貞享四年(一六八七)

萩部鳥目五十疋拝領之

四月廿日

綱御門·刑部屋敷前辻御番所⁴之書出之写

覚

一 他国もの・あやしき者、一切通申間敷事

候者、一切通申間敷候、附 御城御用之座頭・夫馬は各別之事 市立之娘 #座頭、旅立之出家・山伏、夫馬、ほうかふり、日照笠かふり

一 下々小うた・上るり語、無作法成もの改通可申事

元禄四年(一六九一)

二月晦日

奉行高橋惣左衛門・栃内与兵衛相渡之 とら屋永閑今日相立候付、銀五枚、塩白鷴一羽親子二被下、昨日御町

である。 になる。 と言える。 る。 名も複数回見られる。 極めて多く行われており、 目にとても感動し、褒美をとらせたようである。 も見物させたとある。 ことができ、 一代重直のころは、 重信が就任にして数年は倹約令などから城内における能が盛んに行われる程度 延宝八年間のこの時期は「操」だけではなく、「能」「相撲」「狂言」なども しかし、延宝期に入ると中ノ丸を中心とした「操」が数多く催されるよう 狂言芝居の篠塚半兵衛や南京操(糸あやつり)のかさりや五郎左衛門の 中伴四五人召連、當地え參侯、」と『遠野古事記』(4)にもその名を見る 遠野藩主義長と奥様が東善寺に半兵衛を呼び、 篠塚半兵衛は、 芸能の記述が大変少ないが、三代重信になると急に増えてく 少人数で善人悪人、女方、 重信の代はもちろん、ほかの藩主と比較しても最も多い 「天和年中以前の比」候哉、篠塚半兵衛と云か 道化方など二役も三役もこなす演 御家中の役人や妻子に

ふいづれも名人なり」という人物である(正保慶安―一六四四~一六五一年)。 屋次郎吉、四郎與吉、杉山丹後掾に対して「正保慶安の頃 以下四人を四天王とい『浄瑠璃大系図』(6)に「慶安の頃の人 江戸住み 名人なり」とある。また、鳥兵衛がやってきて、大書院であやつりを披露している。この油屋茂兵衛なる人物は、江戸からの興行も見える。寛文七(一六六七)年、江戸境町(5)から太夫油屋茂

> 板太夫となり、 り)」は城内で行われているもので、ここで城外での記事がみることができる。 は記事が見えない したとされる翌年に一座とともにやってきたと思われる。 年に「永閑」と改名、 太夫門人となり、 永閑は江戸前期に活躍した古浄瑠璃の太夫で、「永閑節」の創始者でもある。 虎屋源 一月立ち去るまで、 天和三(一六八三)年には、 新八幡町で操芝居が行われている。 天和二 (一六八二) 年頃に独立したという (7)。 小源太夫(小源太)という芸名で活動する。 毎年行き来したのか、 延宝九(一六八一)年以降薩摩座 虎屋永閑が廿三人を引き連れて盛岡にやってきてお 実はこの記事までは、 逗留し続けたのかは不明だが、これ以降 (有力な操座の一つ) 元禄四(一六九一) 寛文九 (一六六九) すべて「操 盛岡にはその独立

受けている。

受けている。

受けている。

受けている。

の代行信の時代。

華やかな元禄文化のさなか、領内では不作・凶作が続き、藩財四代行信の時代。

華やかな元禄文化のさなか、領内では不作・凶作が続き、藩財の代行信の時代。

華やかな元禄文化のさなか、領内では不作・凶作が続き、藩財の代行信の時代。

本やかな元禄文化のさなか、領内では不作・凶作が続き、藩財の代行信の時代。

本やかな元禄文化のさなか、領内では不作・凶作が続き、藩財の代行信の時代。

本やかな元禄文化のさなか、領内では不作・凶作が続き、藩財の代行信の時代。

本やかな元禄文化のさなか、領内では不作・凶作が続き、藩財の代行信の時代。

本やかな元禄文化のさなか、領内では不作・凶作が続き、藩財の代行信の時代。

しかし、 商売も含め、 お触れが 古くから行われているが、 六九三)年、同七(一六九四)年に集中して行われている。 行信の時代で、もう一つ注目したいものは、 取った犬皮は使用しないように、 元禄七 (一六九四) 『雑書』に載っている。 鞠興行、 蹴鞠はしないように町奉行所より申し渡されている。 江戸時代に入り上方から流行し町人に普及されていく。 年八月六日、 その内容は、 というものである。 去る七月十三日に江戸の町中に出された 蹴鞠 鞠の商売は止めて他の商売をするよ (鞠興行)」である。 これにより盛岡でも鞠 蹴鞠は元々宮廷文化で 鞠の材

である。 見る上では、 は辞典などで見ると鹿の皮革を使用して作られる(10) 犬の皮も使用していたようである。時は、犬公方と呼ばれた綱吉の世 とあるが、この雑書の記事を

宝永二年(一七〇五

八月十三日

兵衛[#]権六・兵右衛門御町奉行迄願上候所⁻⁻、望之通被 □八幡神事に付、如例年操・嶋原狂言 "芝居被仰付被下度旨、仙北町四郎 仰付之

宝永三年 (一七〇六)

八月十三日

仙北町操太夫四郎兵衛、 来ル廿五日より片原町 『て操仕度旨、 御町奉行

を以願上、望之通申付之

宝永四年 (一七〇七)

七月廿七日

あやつり芝居仕度之旨、 七間丁四郎兵衛願上、願之通"芝居被 仰付、

町 奉行両人、申渡之 御

わかる。 が祭礼での嶋原芝居 当時は神事が多く一般庶民が楽しむような芸能の類は極めて少ないと思われる。「雑 狂言芝居被仰付被下度」とあり、例年のように操と狂言芝居興行の許可をお願いし 三日八幡神事における記事である。ここには、「八幡神事」のため「如例年操・嶋原 ているもので、「如例年」とあることから、これよりも以前から行われていたことが 雑書における「四郎兵衛」 の記事にも掲載がない。 八幡宮が造営されて最初の祭礼は延宝九(一六八一)年である。 (狂言芝居) の許可を得る。 その後、 初出は、 十年後の元禄四(一六九一)年、 五代信恩時代、宝永二 (一七〇五) 年八月十 おそらくこれ以降徐々に祭礼での 七軒丁権六

庶民が楽しむ芸能興行がなされていったと考えられる

継いで「御」の字が付され 軒丁金六」そして「御駒太夫金六」「御駒太夫庄吉」と受け継がれていく。ちなみに 狂言芝居の太夫として掲載され、「七軒丁」は狂言以外の様々な芸能支配として「七 興行願いが出されていたことが書かれていく。七軒丁の名は、三代重信の元禄期に 狂言芝居の権六やかるわさ(軽業)芝居の七軒丁駒太夫とともに、 いて記されるようになる。そして、四郎兵衛の名よりも先行して雑書に見えていた ることがほとんどで「御」は一度しか出てこない。寛保元(一七四一)年に庄吉が 『雑書』では七軒丁の金六(店屋金六)、市右衛門の頃は、 「七軒丁権六」として狂言芝居の興行で見える。ただ、その後 これ以後、 四郎兵衛の名は「操太夫」「操師」または「仙北町」や「七軒丁」とつ 「御駒太夫」と固定されていく。 「駒太夫」と記されてい 「権六」という名は 八幡祭礼の際の

出てこない。盛岡では正徳五(一七一五)年には「軽業」として雑書に記録される 一二)年発刊の『和漢三才圖會』(11)には、曲芸の一種で似たような見世物である さらに、五代信恩の時代に注目したいのは「軽業」の興行である。 (籠抜け)」や 「高絙 (綱渡り)」などはあるが、 まだ「軽業」という項目

「軽業」という総称が使用され始めた時期がこの辺りの時期と思われる。

宝永六年(一七〇九)

仙北町操師四郎兵衛於八幡丁十四日より弐芝居仕度之旨、 御町奉行迄

願上、

願之通被

仰出

正徳三年(一七一三)

七月十八日

来月八幡御神事之剋(刻)芝居・あやつり仕度旨権六・四郎兵衛申上、

願之通被 仰出之

正徳四年(一七一四

七月廿九日

一 八幡祭礼之刻、軽わさ・あやつり・狂言芝居座元之者共申上、願之通

仰付、 御町奉行、申渡之

正徳五年 (一七一五) 七月十一日

狂言芝居

八幡御祭礼之節晴天十六日

右同断

かるわさ

七間丁駒太夫市右衛門

操芝居

仙北町四郎兵衛

八月朔日より十六日迄

右之通願上被 仰付、御町奉行、申渡之

九月十四日

殿様巳刻 光源院様(行信女)〈被為入、操御覧被遊

享保四年 (一七一九)

七月十一日

狂言芝居

座本七間丁四郎兵衛

操芝居

かるわさ芝居

七間丁駒太夫市右衛門

右之者共□□□□御祭礼之節 八月朔日より同十六日迄御祭礼之内、

例之通狂言芝居其外御免被成下度旨、 御町奉行共迄申出候付、

願之通被 仰出、 御町下条図書・横浜金十郎、申渡之

享保五年 (一七二〇)

七月廿六日

夫・市郎右衛門・四郎兵衛・権六願上、 来月鳩森八幡御祭礼 "付、操芝居・相撲相立申度旨、行事善太郎・駒太 江戸、相伺候処、 願之通可申付旨

申来、御町奉行横浜金十郎、申渡之

享保十六年(一七三一)

七月十一日

八月朔日より晴天十六日

狂言芝居

同断繰芝居

繰太夫四郎兵衛

同断追出

御駒太夫金六

右之者共八幡神事之節、 為渡世願上願之通被 仰付、 寺社御奉行、申渡之

藩辞典』(1)で「寺社奉行」を開くと、次のような説明がなされている。 もに四郎兵衛は渡世願いを出し、寺社奉行から許可を言い渡されている。『南部盛岡 享保一六(一七三一)年、八月から行われる八幡神事に向けて、権六と金六とと

後又廃す、天和元年七月二十一日重直公命じて初めて寺社町奉行を兼并す」と 公国史に「明暦中石橋新兵衛、 高橋内記社寺奉行を勤む、是より前見在せず、

寺社御町奉行」

ある。

(中略)

南部職務掌程に「文化五戊辰年九月二十二日、公事三役扱之覚

寺院

山伏

神職

遂披露候

諸社別当

虚無僧

七

座頭、 瞽女

御城下御町之者

狂言、 御駒太夫、役者

寺社奉行支配諸職人

御町組、 目明並穢多之者 並十人組

見えるのは兼任のためである。『雑書』の記事と同じ享保一六(一七三一)年一月

右御領分中者勿論他所共に出入有之候得者寺社御奉行請持 (後略)

とある。 四郎兵衛らの願出は本来寺社奉行の取り扱いであるが、 町奉行の文字が

から四月にかけての執務記録『寺社町奉行留』(13)にも四郎兵衛の名が見える。

操役者仲間、 十右衛門・清次郎・長兵衛・長太郎

右拾人為渡世在々相廻候、 清七・庄三郎・弥内・勘四郎・三之助・四郎兵衛 相対次第

宿借通可申候、 若右之者共我侭

之儀仕候ハヽ、 此方、早々可申越候、 急度

詮議可申付候、 為其如比此候、 以上

両人 印

四月十一日

御領内在々

右切手用事相済十一月十五日上い

検断肝煎

両判相破御用箱へ入置

右は操座本、 仙北町四郎兵衛願書へ

検断末書を以願上、 遂披露候所

元文元年 (一七三六)

重である。

『雑書』にはない記事が記載されており、

たった四カ月の日記ではあるが、

大変貴

右之通切手認、

中ノロニて検断へ渡遣し

弾右衛門 '被 願之通

仰渡候に付

勘左衛門殿御伺被成、 於御席勘左衛門殿、

被

仰出候旨

七月廿五日

程言太夫八幡丁権六

操太夫仙北町四郎兵衛

来月朔日より□□□御祭礼中、芝居・操仕度旨申上、

願之通被 仰出御町奉行〈申渡之

右之者共為渡世、

元文四年 (一七三九)

五月七日

御駒蒼前之宮権化、御領分中願之通先達て被 仰付、此度宮建立仕候、

依之来,九日遷宮神事仕度候、 仍てほうらく操七間丁¹て興行仕度、晴天

五日被 仰付被下度旨、店屋金六願上御町奉行申出、願之通御町奉行、申

渡之

五月廿四日

此度春日祭礼一付、 八幡御庭之内って、 為渡世操芝居仕度、 晴天五日

仰付被下度旨太夫四郎兵衛願上、願之通御町奉行、申渡之

元文五年 (一七四〇)

閏七月朔日

付被下度旨、 来月 □鳩森八幡御祭礼□付、 操太夫四郎兵衛願之通御町奉行〈申渡之 操芝居来月五日より晴天十六日被 仰

寛保元年 (一七四一)

七月廿六日

例年之通八幡御祭礼"付、 狂言・芝居、 八月朔日より、 晴天十六日被

仰付被下度旨、 太夫玉左衛門願

操興行仕度候間、 八月五日より晴天十六日、 被 仰付被下置度旨、 座

御駒大夫庄吉願上

曲馬追出、芝居仕度候間、

八月朔日より十六日迄、

被

仰付被下度旨

本四郎兵衛申上

右何も願之通被 仰出 御町奉行共、申渡之

寛保三年 (一七四三)

閏四月十八日

操役者拾三人、為渡世領内中操芝居「て相廻り申度候、前々より御切手

被下置相廻り申候由、仙北町検断八兵衛末書を以申上、願之通被

仰出、

於席御町奉行へ申渡之

九月七日

仰付被下度旨、 当月神明・春日御祭礼に付、操芝居仕度候、 操座本四郎兵衛仙北町検断末書を以申上、 十五日より晴天十五 願之通被 日被 仰

付、 於席御町奉行、申渡之

な小屋掛けなどをして行う浄瑠璃語り)の太夫などが領内で興行を行う際に四郎兵 (座元)」 がつくようになる。 それにより、 操役者や為寄上瑠理 (寄席浄瑠璃 寛保元 (一七四一) 年、 八幡御祭礼の願出の際に初めて、 四郎兵衛の名に —簡単 「座本

衛の座本としての仕事ぶりが見えてくる。

延享元年(一七四四

六月十六日

御町奉行より在々検断・肝入方、申遣度旨申出、 操役者仲間十五人、為渡世御領分中相廻候、相対次第宿貸通可申候由、 願之通被仰出 御町奉行

(中渡之

六月十九日

申付候様被 当八月・九月如例年、 仰出候由、 狂言・芝居・操・相撲願候ハゝ、江戸、相伺不申 願出候ハゝ直々可申渡旨、 御用状申来

六月廿九日

来八月八幡御祭礼一付、 例年之通操芝居興行仕度候、 日限之義追て願

上申度、渡世旨座本四郎兵衛#仙北町検断末書を以申上

六日被 来ル八月八幡御祭礼 "付、軽業・狂言追出仕度候、依之昨日より晴天十 仰付被下度旨、 御駒太夫正吉

・検断末書を以申上

右願之通被 仰出、 於席御町奉行、申渡之

延享四年 (一七四七)

八月廿三日

尤始候儀は追て可申上旨、 以申上、願之通被 来、九月春日御祭礼、付、操芝居興行仕度、晴天十日被 仰出 寺社御奉行〈申渡之 操太夫四郎兵衛、 仙北町検断金右衛門末書を 仰付被下度旨

十月三日

官末書を以申上 十一日迄、晴天七日被 郡山日詰町ごおゐて、 願之通被 四郎兵衛支配操狂言相立申度候間 仰付被下度旨、 仰出、 御目付、申渡之 郡山三町検断共願出候旨、 来ル五日より

寛延三年 (一七五〇)

九

七月廿八日

度旨、川原町検断末書を以申上、願之通被の仰出、御町奉行〈申渡之一。鳩森八幡御神事"付、御操芝居興行仕度候、晴天十二日被の仰付被下置

寛延四年 (一七五一)

八月七日

奉行、申渡之、委細は御町奉行留有 では、「のな、本座四郎兵衛より申遣候得共、間違罷下り不申、仙台国分町より浄瑠璃語松嶋太夫・善五郎遺候得共、間違罷下り不申、仙台国分町より浄瑠璃語松嶋太夫・善五郎 当八月、八幡御祭礼"付、操芝居兼て心懸、向々、本座四郎兵衛より申 当八月、八幡御祭礼"付、操芝居兼て心懸、向々、本座四郎兵衛より申

宝暦二年 (一七五二)

十一月二日

六月十八日

一 操太夫芝居立候砌、看板御操と相出候、向後御之字為附申間敷旨被

仰出、寺社御奉行〈申渡之

宝暦五年 (一七五五)

七月廿五日

処、晴雨"無構十六日被 仰付旨被 仰出、御町奉行〈申渡之一 来*八月鳩森御祭礼"付、操芝居晴天十六日被 仰付被下置度旨申上候

宝暦十年 (一七六〇)

十月十四日

一 江戸京橋真太夫・小膳治右弐人浄瑠璃為渡世罷下候付、於十三日町昼

相慎可申旨願上候段、御町奉行申出、願之通被(仰出、御町奉行〈申渡之『付座敷代十六文宛『相定為聞申度、尤為語候近所〈人を附置、火用心等七時より暮六時過迄来『十六日より日数廿日、寄セ浄瑠璃為語申度、壱人

宝暦十三年 (一七六三)

七月十五日

居、来『十七日より晴天四日相立申度旨願出候間、願之通申付候由御代官日詰長岡通御代官所之内、赤石大明神祭礼』付、盛岡四郎佐座人形芝

申出候旨、

御目付共申出之

原町に転居しているようだ。その後、何度となく北上川の洪水に遭い、昭和二十四○)年には、仙北町検断から川原町検断に興行願いを申請している。この頃には川四郎兵衛は、もともと仙北町に座(居)を構えていたようだが、寛延三(一七五

(一九四九) 年に鉈屋町へ転居している。

の見世物も増える。 の見世物も増える。 の見世物も増える。 の見世物も増える。 の見世物も増える。 の見世物も増える。 の見世物や竹田人形からく の見世物や竹田人形からく の見世物や竹田人形からく の見世物や竹田人形からく の見世物や竹田人形からく の見世物も増える。 しかし、宝暦十三、十四(一 の見での芸能は極端に減る。 しかし、宝暦十三、十四(一

六三)年七月十五日赤石大明神祭礼(日詰長岡通)が初出である。同じころ、座本(元)が「四郎兵衛」から「四郎佐」に代わる。宝暦十三(一七

明和五年(一七六八)

五月廿九日

程言太夫玉左衛門へ

被仰渡

有之処、 所佐 得違と相聞得候間、 吟味候処、四郎佐子踊相止不申法外之致方之由、他領役者共申"付、不得 止事、舞台、罷越為相止候旨申出候、肝煎取扱申付候段存居何分致方も可 込理無(不)尽之致方、見物まで騒動候間、 子踊等之所佐去月廿五日迄及延引、其方興行之差支相成候付、操舞台、踏 候様成下度旨申出、 罷出候処、 其方儀、 作 我儘不遠慮の致方候間被 不仕儀故相止候様申断候得共相用不申候付、 操"て女子踊道行等為仕候付、狂言之差支"相成、 狂言芝居去月依願被 御憐愍を以戸〆御免被成候条、向後右躰之儀相慎可 八幡丁肝煎を以内々取扱申付、 仰付、 仰付方も有之候得共、 尤操座本四郎佐願之上双方興行 警固之者補鎮訴出、段々遂 彼是双方申含候内、 御威光を以相止 畢竟職分抱心 殊操って右

操座本四郎佐

被

仰渡

俄々敷相用不申、 仰付様も有之候得共、数代座本相続之者 「候間 不遠慮致方一付捕押候上訴出、 相用不申、 成下度旨申出、 佐 衛門より差支三相成、 其方儀、 作 向後急度相慎可申候、 法一付相止候様度々申断候得共相止不申、 玉左衛門去月廿五日舞台、踏込相止候様申候処、理無(不)尽 去月操願之上興行いたし女子踊道行等仕候付、 八幡丁肝煎を以内々為取扱、 取扱申付候儀存居相募候段無調法"付、 殊操□操□て出丈ハ格別、 若心得違之儀有之候ハゝ御吟味之上曲事可 右始末双方遂吟味候処、 御駒太夫庄吉も取入候得共 子共所佐 御憐愍を以戸〆御免被成 御威光を以相止候様被 八幡丁肝煎申含早 職分御取上被 (作) 等ハ不仕 狂言太夫玉左

被仰付者也、

右之通被 仰出、御町奉行〈申渡之

明和六年 (一七六九)

八月五日

一 鳩森八幡御祭礼 "付、操芝居晴天廿日被 仰付被下度旨、座本四郎佐

之通被 仰付、御町奉行、申渡之

十一月十六日

付、日数廿日被 仰付被下度旨、操座本四郎作願書を以申出候処、神明一 此度大坂北久太郎町五丁目時太夫・友太夫、座敷浄瑠理為渡世被下候

安永六年 (一七七七)

八幡稲荷御神事之外は、

向後右類ハ取次無用可為旨申渡之

八月朔日

一 右同断 "付、操芝居晴天廿日座本四郎佐願出候処、晴雨"無構日数廿日

御町奉行、申渡之

安永八年(一七七九)

六月五日

^{狂言太夫}玉左衛門

来ル十一日、川原町舟玉祭礼"付、為賑合芝居・操、右場所"て興行仕機産*四郎佐

九月四日

度候間、晴天十日宛、

被

仰付被下度旨申出候得共、此節難被

仰付旨

御町奉行、申渡之

何も難被 仰付旨、寺社御奉行、申渡之 一 神明祭礼之節、為寄浄瑠理之願、#厨川稲荷祭礼之節、操之願出候処

九月十四日

躰故、 上書を以申出候付、 処、 為相仕廻候様、 操座本四郎佐願出候は、当月 被 日数廿日被 仰付不被下置候、 御町奉行、申渡之 願之通申付、 仰付被下置度旨猶又願出、 当年手廻不残疫病相煩、 神明御祭礼一付、 尤日数之儀は当月中日付、 尤五人組之者右之趣添口 為寄浄瑠理之儀願上候 別て困窮及び渇命候 日暮六時限

安永九年 (一七八〇)

九月九日

り拾六銅宛為相出申度旨、願之通御町奉行〈申渡之昼七時より暮六時迄、日数廿日為寄浄瑠理興行仕度、尤為座敷料壱人よ一 操座元四郎左願出候は、此度春日神明御祭礼"付、勘中・やす両人"て

十月二日

之通御町奉行〈申渡之仰付候処、猶又明後四日より八日迄過日五日被仰付被下度旨申出、願仰付候処、猶又明後四日より八日迄過日五日被仰付被下度旨申出、願一操座元四郎左願出候は、春日神明御祭礼"付、為寄浄瑠理廿日願之通被

安永十年 (一七八一)

八月二日

一 右同断 "付、仙台城下新伝馬町都太夫・女房#妹きん、右三人"て寄上一 此度 八幡御祭礼"付、操興行仕度候間、晴天廿日被 仰付被下度旨、

瑠理七時過より暮六ツ過迄、日数廿日被 仰付被下度旨、操座元四郎佐、

願之通御町奉行、申渡之

八月六日

大泉寺

申度奉存候、貧寺故修覆等之足"も相成候間、御差支も無之候ハゝ借遣度旨寺八幡帰命寺本堂之内無心申度旨申出候、火之元用心等之儀稠敷申付借遣此度八幡御祭礼"付、川原町四郎佐寄セ浄瑠理願之通被 仰付候、右場所末

何出、何之通寺社御奉行[〈]申渡之

八月廿五日

過日七日、其外は五日宛願出候得共、芝居三日其外は二日宛申付之一 八幡御祭礼"付、芝居・操為寄浄瑠理、願之通被 仰付置候処、芝居

九月七日

操座本四郎佐

り暮六時過迄、日数廿日被 仰付被下度旨申出候処、日数十日可申付旨御春日神明御祭礼#矢根森八幡宮開帳"付、為寄上瑠理興行仕度、昼七ツ時よ

町奉行、申渡之

九月十七日

操座本四郎佐

為寄上瑠理願之通被 仰付候処、過日七日被 仰付被下度旨申出、三日

仰付旨御町奉行〈申渡之

天明二年 (一七八二)

八月四日

迄、御駒太夫庄吉願之通被 仰付、何も御町奉行〈申渡之佐申出御祭礼中被、仰付、男・女・子共相添、狂言小芝居追出し十六日一 八幡祭礼"付、為寄上瑠理七ツ時より暮六ツ時迄日数廿日、操座本四郎

八月五日

罷成候間、貸遣度旨伺之通寺社御奉行、申渡之一 八幡丁帰命寺申出候は、為寄上瑠理場所"本堂貸遣申度、修覆之助"も

八月十三日

六日為寄上瑠理仕度由申出、願之通日数七日可申付旨御町奉行〈申渡神事心懸、道中病気"て只今着仕候、罷帰候路用彼是行当候"付、日数十一 操座元四郎佐願出候は、江戸柳原新橋より下り候元太夫、此度八幡御

九月五日

被 仰付被下度旨、且天福院本寺大慈寺添願を以申出、日数五日願之通計壱人拾弐文二て、右入方余分を以普請仕度旨天福院相頼候付、晴天七日共、時節柄出銭も所存通有之間敷候間、氏子共打寄操興行仕度、尤筵銭戍年類焼以来仮小屋同前二罷有候間、此間御堂前前々之通建立仕度候得機座本四郎佐申出候は、長町裏天福院稲荷当月九日御祭礼之処、去ル

天明三年 (一七八三)

御町奉行、申渡之

七月廿七日

奉行〈申渡之二て七時より六時迄、日数廿日興行仕度由申出候処、御祭礼中願之通御町二て七時より六時迄、日数廿日興行仕度由申出候処、御祭礼中願之通御町一操座元四郎佐願出候は、来月八幡御祭礼『付、為寄浄瑠理札銭十六文宛

八月二日

晴天十六日被 仰付被下度由仕度、稽古同様之儀"付、筵囲"仕、礼銭なし筵代十二文ツゝ"相定申度、一 操座本四郎作(佐)願出候は、八幡御祭礼"付、手先之者共打寄法楽操

瑠璃為渡世罷下候間、為寄浄瑠理日数廿日被 仰付被下度由願出候"付、一 同人願出候は、右同断"付、江戸柳原新橋より元大夫・清助・元八、浄

八月十五日

右何も十六日迄願之通、

御町奉行、申渡之

迷惑仕候"付、十六日過七日之過日被 仰付被下度旨申出候処、過日三日一 操座本四郎佐願出候は、操初日延引之上不入"て、諸入料計"も相届兼

願之通、御町奉行〈申渡之

天明四年 (一七八四)

七月廿四日

出、願之通 出、願之通 出、願之通 出、願之通 出、願之通 は 一 操座元四郎佐願出候は同断 "付、操興行晴天廿日被 仰付被下度旨申

下度申出、日数十六日被の付旨、何も御町奉行、申渡之同人右同断。付、為寄上瑠理昼七時より暮六時迄、日数廿日被の

付被

八月十六日

操座元四郎

入料計"も相届兼候間、過日五日被「仰付被下度旨、願之通御町奉行〈申」八幡御祭礼"付、為寄上瑠理先頃願之通被「仰付候処、聞人不足"て諸

渡之

九月十七日

より五日被 仰付被下度旨申出、晴雨"無構過日三日可申付旨、御町奉行一 操座元四郎佐願出候は、操不当"て金主、も迷惑仕候付、過日来、九日

命渡之

天明五年 (一七八五)

五月十一日

右衛門願書を以申出、晴天七日被 仰付旨、御町奉行〈申渡之一 御祭礼為御賑操興行仕度候間、晴天十五日被 仰付被下度旨、座元又

五月廿六日

仰付候処、過日五日被 仰付被下度旨申出、過日晴天三日被 仰付旨、一 操座本又右衛門願出候は、下小路稲荷御祭礼"付、操興行晴天七日被

九月朔日

:町奉行′申渡之

之

廿日操興行仕度旨申出、晴雨"無構当月廿日迄被 仰付、御町奉行〈申渡一 操座元又右衛門申出候は、当月春日神明御祭礼"付、為御賑晴雨"無構

一 三

十一月六日

昼七時より夜五時迄之内、 不繁昌"て困窮罷在候、依之右両人之者為寄仕候て、相続之助"仕度候間 l罷越候弥惣治、#娘尾上逗留御判紙頂戴罷有候、 操座元又右衛門願出候は、此度仙台城下川原町より、座敷浄瑠理為渡 日数廿日被 仰付被下度旨願出、 然処近年打続渡世方、 日数十日願

天明六年 (一七八六)

之通御町奉行、申渡之

八月十日

衛門申出、 八幡御祭礼二付、 御祭礼中望之通御町奉行、申渡之 為寄浄瑠理日数十五日被 仰付被下度旨、操座本又右

閏十月廿六日

衛門願出、 講談為寄今日限『て相済候付、 日数五日願之通御町奉行〈申渡之 過日八日被 仰付被下度旨、操座元又右

天明七年 (一七八七)

八月五日

仰付被下度申出、 操座本又右衛門願出候は、 御祭礼中望之通御町奉行、申渡之 八幡御祭礼"付、妹安為寄浄瑠理日数廿日

八月十三日

寄興行仕度、 日被 仰付被下度旨申出、三日過日被 仰付旨御町部郷へ申渡之 本又右衛門願出、 八幡御祭礼二付、 昼七時より暮六時過迄、 日数十日被 江戸本石町三丁目より参候寿仙と申者、 仰付旨、 日数廿日被 御町奉行へ申渡之 仰付被下度旨、 同廿四日、過日七 軍書講談為 操座

九月八日

操座本又右衛門願出候は、 昼七時より暮六時迄、 此度 日数廿日被 春日·神明両社御祭礼·付、 仰付被下度旨 申出候間、 軍書講談

日

数十日願之通御町奉行へ申渡之、同十八日、過日十日申出候処、五日被 仰付、御町奉行へ申

天明八年 (一七八八)

九月四日

度旨、 当月 初日之儀は追て可申上旨、 八幡御祭礼二付、 於帰命寺、 操座本又右衛門申出、 為寄上瑠理日数、 廿日被 願之通御町奉行 仰付被下

命渡之

天明九年 (一七八九)

八月朔日

時より暮六時過迄、 操座本又右衛門願出候は、 日数廿日被 八幡御神事一付、 仰 付被下度、 於帰命寺為寄上瑠理、 初日之儀は追て可申上旨 昼七

岜 望之通御町奉行、申渡之

八月廿九日

奉行、申渡之 命寺昼七時より暮六時迄、 戸本石町三丁目重大夫・源庄・吾市、右三人『て為寄上瑠理、 操座元又右衛門願出候は、 日数廿日被 来九月春日・神明両社御祭礼『付、 仰付被下度旨申出、 八幡町於帰 願之通御 為御賑江

ちろんのこと領内での興行は激減する。ただ、そういう時期こそ、新しい大衆芸能 増え、からくりものの流行はそのままに、さほど道具などはいらない万歳なども出 が生まれるようである。 われる天明の大飢饉(天明三(一七八三)年)を挟んでいる。そのためか城内はも 九代利正から十代利敬にかけて天明年間は、 安永年間から多くなった見世物はさらに多種多様なものが 餓死者四万、 病死二万四千人とも言

天明年間よりも幾分気候が安定してくる寛政年間に入るとさらに大衆芸能の流行

兀

が、 が加速する。 代にも通じる芸能も見える ものが多く出るようになっていく。また、ものまねや声色、 次第に珍獣や奇草木石などの天然奇物、 見世物も奇術 (手品) や曲芸のような技術を中心に見せるものだった さらにガラス細工や籠細工などの細工 力持ち、 写し絵など現

ある「道薫坊傳記」(1)が収められていたのではないかと思われるものである。こ 当館の指定資料には 最も多く登場し、本来の操人形芝居よりも為寄浄瑠璃での興業願いに関わっている。 の興行許可の願出を何度も行っている。又右衛門はこれまでの操座元 支配していた操芝居を始めとして、 大衆芸能が加速した寛政年間には、 狂言太夫は玉座衛門から弁蔵に、御駒太夫は庄吉から京吉にと代替わりしている。 は四郎佐の名であるため、この間に代替わりしたと推測できる。この寛政年間に、 ており、 日の操興行では、 こうした時代に操座本(元)は世代交代している。 又右衛門と雑書に出てくる又右衛門は同一人物とみて良いだろう。 それぞれの支配する芸能ごとに動いていたことがよくわかる。 座元又右衛門が登場する。 「又右衛門」と記された文箱がある。 講談 江戸や大坂、 (講釈)、 前年の天明四 (一七八四) 仙台から数多くの渡世がやってき 浄瑠璃語 天明五 (一七八五) おそらく操の由来書でも (寄席浄瑠璃)、 (本) 又右衛門も 年五月十 年の九月 の中で 浮世噺

寛政二年 (一七九〇)

八月三日

行仕度、 借請候手合仕候間、 操座本又右衛門願出候ハ、当月 尤昼七時より六ツ時過迄日数廿日興行仕度 初て之儀追て可申上旨申出、 八幡御神事一付、 願之通、 為御賑為寄浄瑠理興 場所之儀ハ帰命寺 尤暮頃為相仕

八月十三日

廻候様御町奉行 个申渡之

時迄、 御町奉行、申渡之 罷下候井筒太夫志藤、 操座本又右衛門願出候ハ、八幡御神事「付、 尤八幡丁帰命寺勝手之方借請候間, 為寄上瑠理興行仕度候 被 為御賑大坂久太郎 仰付被下度之旨、 日数廿日昼七時より暮六 町より

九月三日

又右衛門

日七日被 於八幡丁、為寄上瑠理廿日願之通被 仰付被下置度旨申出、三日過日被 仰付候処、 仰付之旨、御町奉行、申渡之 今明日計 御座候間、 過

九月十四日

申出、 書講談為寄、 操座元又右衛門願出候ハ、神明御祭礼「付、 日数十五日願之通御町奉行〈申渡之、 昼七時より暮頃迄日数廿日、 為御賑深川より参候龍之軍 幡町帰命寺借請興行仕度旨

(一七九一)

但日数之儀十五日申渡、

追て過日願ハ申上間敷旨口達之

寛政三年

八月三日

頃相仕廻候様可為仕旨、 八幡御神事 場所ハ帰命寺借請手合仕候旨、 付、 為寄上瑠理七時より六時迄、 御町奉行、申渡之 操座本又右衛門申出、 日数廿日被 願之通、 仰付被下

九月十一日

衛門願出 より暮六時過迄、 神明御祭礼 十五日被 付、 大坂より下り候井筒太夫、為寄上瑠理仕度候間、 日数廿日、 仰付候間 八幡丁於帰命寺興行仕度旨、 過日は追て願上申間敷旨、 御町奉行、申 操座本又右

十一月十九日

操座元又右衛門願出候は、江戸神田燕三志軍書講釈、為渡世罷越候付

行仕度旨申出、願之通日数十日被 仰付、御町奉行、申渡之。座鋪為寄日数十五日被 仰付被下置度、尤場所之儀ハ、寺院之内借請興

寛政四年(一七九二)

八月五日

り暮六時迄、為寄浄瑠理興行仕度、日数廿日被(仰付被下度旨、操座元)(八幡御神事『付、仙台国分町信大夫・文候・三代吉、於帰命寺昼七時よ)

又右衛門願之通御町奉行〈申渡之

九月十三日

操座本 又右衛門

尤木戸札銭弐拾文、筵銭八文、桟敷百五拾文取立申度旨申出、日数十二此度 神明御祭礼"付、操興行仕度、日数晴天十五日被 仰付被下置度、

I 願之通御町奉行へ申渡之

九月廿九日

操座元又右衛門儀、前書有之通操晴天十二日被 仰付候処、過日五日

被 仰付被下度旨願出、二日被 仰付旨、 御町奉行 中渡之

寛政五年 (一七九三)

三月廿九日

候処、晴天十日願之通被 仰付、場所之儀は八幡御社内之外可申出旨、度、八幡御社之内"て木戸銭弐拾文、筵八文、桟敷百五拾文"仕度由申出一 操座元又右衛門願出候は、来月薬師御祭礼"付、操晴天十五日興行仕

御町奉行〈申渡之

但明王院寺内、無心之由双方申出、望之通四月二日申渡之

四月廿七日

惑仕候、過日晴天五日被 仰付被下度旨申出候処、晴天二日願之通御町一 操座元又右衛門願出候ハ、操日限最二日相残候、雨天故不入"て内々迷

奉行〈申渡之

八月九日

数廿日被 仰付被下度旨、操座元又右衛門顧之通御町奉行〈申渡之一 八幡御祭礼"付、為寄上瑠理於帰命寺、昼七ツ時より暮六ツ時過迄、

日

九月廿三日

操座本又右衛門

間、日数廿日被 仰付被下度旨、尤場所之儀ハ八幡丁帰命寺借請候筈、此度仙台より参候安太夫きよ#清兵衛、右弐人"て為寄上るり興行仕度候

手合仕候段願書、願之通御町奉行 (申渡之

九月廿九日

操座本又右衛門

江戸浅草より参候蝉洞軒、軍書講談為寄興行仕度候間、昼七ツ時より

暮六時迄日数廿日、場所寺ノ下了源寺借請候筈、手合仕置候由申出、日

数十日願之通御町奉行〈申渡之

十月十日

一(前書有之候軍書講談為寄、今日計『て相済候付、過日五日被(仰付被下

十月十三日

度旨操座元又右衛門申出

過日三日願之通御町奉行〈申渡之

操座元又右衛門

先月願出候女太夫きよ・清兵衛、為寄上瑠理日数廿日願之通被仰付候

之、追願三日申出、過日二日願之御町奉行〈申渡之

十月十七日

為寄、昼七時より暮六時迄日数廿日、八幡丁帰命寺借請興行仕度旨申出、一 操座元又右衛門願出候ハ、江戸芝切通しより参候成田如川、軍書講談

日数十五日願之通御町奉行へ申渡之

十一月四日

八幡丁於帰命寺為寄十五日被 仰付候処、評判も御座候て聞人も相応御・操座本又右衛門願出候ハ、江戸芝切通しより参候成田如川、軍書講談、

座候付、七日過日願出候处、過日四日願之通被 仰付、御町奉行〈申渡之

寛政六年(一七九四

六月四日

操座元又右衛門

下度旨、尤場所之儀は、明王院寺内借請申度、初日之儀は、追て可申上当月藤ケ森尾崎祭礼『付、為御賑操興行仕度、晴雨無構日数廿日被仰付被

旨申出、願之通御町奉行、申渡之

七月四日

操座元又右衛門

見物人不足御座候之処、昨日より入も御座候間、五日之過日被(仰付被此度操興行日数廿日、願之通被)仰付候処、今明日計相残候、初日より

下度旨申出、過日三日願之通、御町奉行、申渡之

八月四日

仰付被下度旨申上、

八幡御神事二付、

為御賑為寄浄瑠理、

昼七時より六時過迄、

日数廿日被

操座元望之通御町奉行〈申渡之

九月四日

一 春日神明御祭礼 "付、為御賑於帰命寺軍書講談興行仕度、昼七時より暮

願之通御町奉行〈申渡之

六時過迄、日数廿日被

仰付被下度旨申出、日数十五日操座元又右衛門

九月十八日

^{座元} 又右衛門

前書有之通、軍書講談日数十五日、願之通被 仰付、今明日計御座候

寛政七年 (一七九五)

過日七日被

仰付被下度旨申出、

過日五日願之通御町奉行、申渡之

1

七月廿日

操座元又右衛門

拾四文・筵銭拾弐文・桟鋪銭弐百五拾文"で、相始締候日限之儀は追て可此度八幡宮御神事"付、為御賑操晴雨無構日数廿日興行仕度、尤木戸銭弐

申出旨申出、願之通御町奉行へ申渡之

八月三日

より暮六時過迄、日数廿日興行仕度、尤場所之儀は八幡丁帰命寺借請候一 操座元又右衛門願出候ハ、当月御神事ニ付為御賑為寄上瑠理、昼七時

、内手合仕候由、願之通御町奉行へ申渡之

九月四日

操座元又右衛門

神明・春日御祭礼 "付、晴雨" 無構操十五日被 仰付被下度旨申出、日数

十二日被 仰付旨、御町奉行、申渡之

九月十二日

神明御祭礼『付、為御賑為寄浄瑠理、於帰命寺興行仕度、昼七時より暮

之通御町奉行〈申渡之

六時過迄日数廿日被

仰付被下度旨申出、

日数十三日操座元又右衛門望

九月廿八日

一 操座元又右衛門申出候は、為寄浄瑠理日数十三日被 仰付候処、昨今

迄"日数相済申候間、過日五日被 仰付被下度旨願出、二日被 仰付旨

御町奉行、申渡之

寛政八年(一七九六)

八月六日

一七

興行仕度旨、 八幡祭礼一付、 操座元又右衛門願之通御町奉行〈申渡之 為寄浄瑠理昼七時より暮六時過迄、日数廿日、 於帰命寺

九月六日

春日・神明両社御祭礼"付、 日数廿日被 仰付被下度旨 為御賑為寄浄瑠理、 操座元又右衛門願出、 昼七時より暮六時過 日数十三日願之

通御町奉行、申渡之

九月廿二日

被

三日願之通被 操座元又右衛門願出候は、 仰付候旨、 仰付候之処、 御町奉行、申渡之 神明・春日御祭礼『付、 過日七日被 仰付被下度旨申出候処、 為寄浄瑠理、 日 五.

九月廿三日

御賑草相撲晴天七日、 寄銭を以建立助情 子講中之者共相談仕、 長町万吉願出候は、 渡之 (勢) 建立仕度願居候、来当廿九日御湯立御祈祷之節 大慈寺末寺天福院稲荷御堂、去年三月類焼! 右於境內興行仕度、 仕度旨、 大慈寺末書を以申出、 木戸銭拾四文筵銭六文宛、 願之通寺社奉行 付 右 為 氏

町奉行、申渡之 以建立仕度旨、 大慈寺よりも添口上書を以申出、

操座元又右衛門願出候は、

右同断

一付、

晴天十五日操興行仕、

右助情を

日数十日願之通寺社御

十月廿六日

操座元又右衛門願出候は、 、幡丁帰命寺借請候間、 昼七時より暮六時過迄、 被 此度江戸深川より参候藤堂吉来、 仰付候ハゝ早速相初度旨申出、 日数廿日被 仰付被下度、 尤場所之儀は 日数十日 軍書講釈

之御町奉行へ申渡之

寛政九年 (一七九七)

閏七月廿八日

下度、 元又右衛門申出、 八幡御神事一付、為御賑操興行仕度、 木戸銭一人弐拾文筵銭拾弐文、 日数十五日願之通可申付旨、 栈敷弐百五拾文取立申度旨、 晴雨 :無構日数二十日被 御町奉行、申渡之 仰付被

八月十七日

願出候処、 操座元又右衛門儀、 過日五日被 操残り三日有之候付、 仰付旨、 御町奉行、申渡之 過日八日被 仰付被下度旨

八月廿四日

候付、 之通御町奉行 行不仕罷在候、 八幡丁清八願出候ハ、為寄浄瑠理是迄四日興行仕候処、太夫病気"て興 今日操仕廻跡地無心右場所二て興行仕度旨、 中渡之 殊只今之処、至て間狭って、 口論も出来可申様子:相見得 検断末書『て申出、 願

八月廿九日

廿日被 凷 命寺『て興行被 御町奉行、申渡之、尤町家広キ場所も無御座候間、 操座元又右衛門願書・口上書、 此度、 是又願之通御町奉行、申渡之 春日·神明両社御祭礼·付、 仰付被下度旨、尤相始候日限之儀は、 仰付被下度旨、尤火之元用心等之儀ハ、無油断可仕旨申 検断以末書申出、 為御賑軍書口談為寄興行仕度、 被 日数十五日可申付旨 此度之軍書口談ハ、帰 仰付次第可申上旨 日

九月二日

通被 可申哉之旨、大泉寺末書を以申出、 帰命寺伺出候は、 仰付候付、 拙寺本堂用達呉候様申"付、 此度神明御祭礼 何之通寺社御奉行⁽申渡之 付、 河原町又右衛門軍書口談、 御差支も無之候ハゝ、 願之

九月五日

操座元又右衛門願出候は、為寄浄瑠理願之通 仰付、興行仕度候処

残日二日御座候、 直々日数十日被 然処当月春日·神明両社御祭礼"付、 仰付被下度旨、 検断末書を以申出候処、 為御賑右浄瑠理 日数五日可申

付旨、 御町奉行〈申渡之

九月十一日

操座元又右衛門願出候は、 此上過日五日猶又被 仰付被下度旨、 為寄浄瑠理過日迄、 検断以末書申出 願之通被 願之趣難被 仰付興行仕

仰付旨、 御町奉行、申渡之

九月十七日

七日被 軍書口談願之通被 仰付被下度旨、 仰付、 操座元又右衛門申出、 興行仕候処、残日今明日計「御座候間、 願之通御町奉行、申渡之 過日

三月廿九日

寛政十年 (一七九八)

操座元又右衛門

薬師祭礼二付、 操興行仕度候間、晴天十五日被 仰付被下度旨申出候之処

難被 仰付旨、 御町奉行、申渡之

七月八日

天福院

度、 御奉行、申渡之 間百五十文取立申度旨、 当時観音堂大破"付、氏子講中之者共建立仕度、兼て心掛候得とも自分" 及兼候付、 晴天十五日被 来、十六日観音祭礼御座候間操興行仕、右余分を以建立補「仕 仰付被下度、 願書大慈寺末書を以申出、 木戸銭壱人拾八文、筵銭拾文、 日数五日願之通寺社

七月廿四日

度、 操座元又右衛門願出候は、当八月 日数廿日被 仰付被下度旨申出、日数十五日願之通御町奉行、申渡之 八幡宮御祭礼『付、為御賑操興行仕

八月十二日

^{操座元}又右衛門

廿日被 被下置候ハゝ早速可申上旨申上、日数十五日被 八幡御神事「付、為御賑為寄上瑠理興行仕度、昼七時より暮六時過迄日 仰付被下度旨申出、 仰付旨、 願之通被 御町奉行 申 仰 渡 付 数

之

八月廿日

九月四日 日七日被 操座元又右衛門願出候は、 仰付被下度旨申出、 操日数十五日被 五日願之通可申付旨、 仰付候処、今日計一付、 御町奉行、申渡之 過

所之儀は八幡町帰命寺借請候筈手合仕候段申出、日数十五日被 寄興行仕度候間、 操座元又右衛門願出候は、 昼七時より六時過迄、 春日・神明御祭礼「付、 日数廿日被 為御賑軍書講談為 仰付被下度、 仰付旨

寛政十一年(一七九九

御町奉行、申渡之

八月九日

候間、 操座元又右衛門願出候は御神事為御賑 昼七時より暮六時迄、 日数廿日被 仰付被下度旨申出、 於八幡丁為寄上瑠理興行仕 十五日被

八月廿五日

仰付旨御町奉行、申渡之

処今明日計 操座元又右衛門願出候は、 御座候間、 過日七日願出、 為寄上瑠理日数十五日、 日数三日過日御町奉行、申渡之 願之通被 仰付候

九月朔日

七日被 操太夫又右衛門願出候は、毎太夫為寄浄瑠理残り日二日 仰付被下度旨申出候処、 過日三日被 仰付旨、 御町奉行、申渡之 電成候、 過

九月十日

為寄上瑠理、 操座元又右衛門願出候は、春日・神明御祭礼二付、戸間太夫・女太夫富 廿日被 仰付被下度旨申出、 五日被 仰付、 御町奉行 1、申渡

之

九月十三日

行仕度候間、 操座元願出候は神明御祭礼『付、 日数廿日被 仰付被下度旨申出、 每太夫又五郎為寄上瑠理於八幡町興 五日被 仰付旨、 御町奉

行、申渡之

九月十五日

五日被 操座元又右衛門願出候ハ、春日・神明御祭礼為御賑、 仰付候処、 過日七日願出候間 一日被 仰付旨、 御町奉行、申渡之 為寄上瑠理願上

九月十八日

度旨申出候処、二日被 操座元又右衛門儀、 毎太夫又五郎寄セ上瑠理、 仰付旨、 御町奉行、申渡之 過日七日被 仰付被下

十一月廿二日

昼七時より六時過迄八幡丁借請興行仕度候、 操座元又右衛門願出候ハ、此度江戸浅草より参候志道軒軍書講談為寄、 日数廿日被仰付被下度旨申

鼡 日数十五日願之通御町奉行〈申渡之

十二月九日

操座元又右衛門儀、 志道軒講談為寄残り二日有之付、 過日七日被

付被下度申出、 願之通御町奉行、申渡之

寛政十二年 (一八〇〇)

七月晦日

間、 操座元又右衛門願出候は、 昼七時より暮六時迄、日数廿日被 八幡御神事、 仰付被下度旨申出、 為御賑為寄浄瑠璃興行仕度候 . 日数十五日、

願之通御町奉行、申渡之

場所之儀は、 八幡丁治兵衛居宅借請候由

八月十三日

候処、 八幡御神事一付、為御賑為寄浄瑠璃、先頃日数十五日、 猶又每大夫と申者参候付、 昼七時より暮六時迄、 日数廿日被 願之通被 仰付 仰

渡之

付被下度旨、操座本又右衛門申出、

日数十五日被

仰付旨、

御町奉行、申

八月十八日

三日被 女大夫政、為寄上瑠理日数十五日、 仰付被下度旨、 操座本又右衛門、 先頃願之通申渡候之処、 願之通御町奉行、申渡之 此上過日

八月廿六日

旦三日、 十五日、 操座本又右衛門願出候は、 願之通被 願之通御町奉行。 仰付候処、 ^ 申渡之 御神事 "付、為御賑毎大夫為寄上瑠理、 猶亦過日七日被 仰付被下度旨申出、 日 過

但、 最初日数廿日願出、 十五日之日数申渡之

九月六日

度旨申出、 寄上瑠理興行仕度候間、 操座元又右衛門願出候ハ、 日数五日願之通被 昼七時より暮六時過迄、 春日·神明両社御祭礼 仰付、 御町奉行、申渡之 日数廿日被 一付、 為御賑毎大夫為 仰付被下

九月十四日

仰

春日・神明御祭礼『付、 此上過日七日被 仰付被下度旨、 為寄上瑠理先頃日数五日、 操座元又右衛門申出、 願之通被 過日 仰付候 日

十一月八日

一付旨、

御町奉行、申渡之

操座本又右衛門

之儀は、 江戸浅草講談師志道軒と申者、此度花巻迄罷越居候間、御当所"て興行為 仕度候間, 八幡丁之内、 昼七時より暮六時過迄、 借受之積手入罷有候、 仰付、御町奉行、申渡之 日数廿日被 初日之儀被 仰付被下度旨、尤場所 仰付候ハゝ、

早速可申上旨申出、 日数七日被

十一月十七日

七日被 仰付被下度旨、 前書有之通、 志道軒軍書講談、 操座本五右衛門申出、 為寄日数七日被 日数三日、 仰付候処、 願之通御町奉 猶亦過日

行、申渡之

十一月廿日

相増、 又右衛門申出、尤此節印判細工等も無之、迷惑仕候旨申出、 F付旨、 前書有之通、 内々勘定向難渋仕候間、 御町奉行、申渡之 志道軒軍書講談、過日三日被 此上過日五日被 仰付候処、右諸入方等も 仰付被下度旨、 過日三日可 操座本

享和 一年(一八〇二)

五月廿一日

望之通過日三日可申付旨、 繰座元四郎佐願出候は、此度住吉御祭礼 "付、 願之通被 仰付興行仕候処、 御町奉行、申渡之 此上過日七日、 被 為御賑繰晴雨無 仰付被下度旨申上、 構日数五

八月二日

申旨御町奉行、申渡之 迄○○日被 元四郎佐願書を以申出 此度八幡御神事 "付、為御賑○○浄瑠理興行仕度、昼七時より暮六時 仰付被下度、 日数十五日望之通、 尤初日之儀は、 被 尤夜"入不申暮六時"限、 仰付次第可申上旨 操座 可

享和三年 (一八〇三)

八月十一日

御差支之儀有之、 七ツ時より暮六時迄日数廿日被 有之、相補出立可仕様無之付、軍書講談興行仕、路用等相補出立為仕度 操座元四郎佐願出候ハ、講談師鵜橋儀、当月八幡御神事心懸罷下候処、 御祭事御延引之旨被 仰付被下 仰出候処、 遠路罷下道中諸遣も

九月十一日

仕度旨、大泉寺以末書申出、 京吉願之通就被 八幡町帰命寺、 此度為寄浄瑠理#八人芸仕度旨、 仰付候、 | 本堂庫裡無心 "付用立、右礼物を以寺繕#相続 願之通寺社御奉行〈申渡之 河原町四郎佐、

九月十九日

処早速可申上旨申出候処、 り暮六時迄、日数廿日被 所宇多川丁より参候女太夫すみ両人"て、為寄上瑠理興行仕度、昼七時 操座元四郎佐願出候ハ、同断"付、 日数十日可申付旨、 仰付被下度、 江戸新石丁より罷下候瀬戸太夫、 願之通被 何も御町奉行、申渡之 仰付候ハゝ、 同

文化二年 (一八〇五)

九月五日

候筈、 坦 り暮六時過迄、 此度春日・神明両社御祭礼『付、 日数十五日望之通可申付旨、 初日之儀は被 日数廿日被 仰付被下置候ハ、可申上旨操座本四郎佐以願書申 仰付被下度、 御町奉行 為御賑為寄浄瑠理興行仕度、 尤場所之儀ハ八幡町之内借 中渡之 昼七時

文化三年 (一八〇六)

五月十七日

通可申旨、 札銭之儀は十八文、 操座本栄太代清八願出候は、下小路稲荷御祭礼"付、為寄上留理興行仕 尤太夫之儀は御所之者之内相雇申候間、 御町奉行、申渡之 場所之儀は油丁之内手合仕候段申出、 日数十日被 日数七日願之 仰付被下度、

八月朔日

早速可申上旨操座元代清八申出、 仕度候間 八幡御神事為御賑、 日数廿日被 江戸浅草より来候女太夫そよ吉、為寄浄瑠理興行 仰付被下度、尤場所等初日之儀は被 願之通御町奉行、申渡之 仰付候ハゝ

八月十二日

通御町奉行、申渡之 為寄興行仕度日数廿日被 右同断 付、 江戸大伝馬町より来候講釈師秀端、 仰付被下度旨、操座本代清八申出、 #女太夫菊両人 "て、 何も願之

八月廿三日

三日有之付、 中渡之 八幡御神事一付、 過日五日被 . 為奇浄瑠理日数廿日被 仰付被下度旨、 操座本清八、 仰付置候処、 願之通御町奉行 廿一日より残日

九月朔日

之、同十七日過より五日申渡之 三人一て浄瑠理・写絵取交興行仕度、日数廿日被 之儀は、 操座元代清八願出候は、当月春日神明御祭礼「付、 写絵渡世虎治郎・文蔵、#江戸京橋より来候浄瑠理渡世八ツ太夫、右 追て可申上旨申出、 日数十二日願之通可申付旨、 仰付被下度、 為御賑大坂嶋ノ内よ 御町奉行 場処初日 申 渡

九月二日

岜 前書有之候 日数三日望之通御町奉行 残日今日計御座候間、 八幡御神事二付、 過日五日被 講釈日数廿日、願之通被 中渡之 仰付被下度旨、 操座元代清 仰付興行仕候

九月四日

大泉寺

末寺八幡丁帰命寺儀、 無壇無緣之寺御座候、 然処此度春日神明御祭礼

> 座候間、 付 為御賑為寄浄瑠理、洋写絵興行被 用立右札物を以諸繕、 #相談仕度旨申出、 仰付候間、 願之通寺社御奉行を以 本堂用立呉候様無心御

-渡之

九月十四日

仕度、 '申上旨操座元代清八申出' 神明御祭礼"付、為御賑江戸大伝馬丁より来候秀瑞、 日数廿日被 仰付被下度、 日数十五日可申付旨、 場所初日之儀は被 御町奉行、申渡 軍書講談為寄興行 仰付候ハゝ、 早 速

文化四年 (一八〇七)

八月廿二日

過日五日被仰付被下度旨、操座代本代清八申出、 江戸より来候女太夫瀧と申者取替興行罷在候処、日数今明日計御座候間 浄瑠理相加、 八幡御神事 "付、為御賑佐川東幸講釈浮世咄 '座本栄太弟子共之内を以 興行奉願上候処、 日数十五日被 仰付候処、 願之通御町奉行〈申渡之 東幸病気「付、

九月六日

興行仕度、 本代清八願出、 春日・神明御祭礼『付、 昼七ツ時より暮六時過迄、 日数十日被 為御賑江戸より来候秀瑞と申者。て、軍書講談 仰付旨、 日数廿日被 御町奉行、申渡之 仰付被下度旨、 座

九月十七日

寄興行仕度段奉願上候処、日数十日被 間、 '申付旨、 此度春日・神明御祭礼・付、 過日七日被 御町奉行。 仰付被下度旨、 申渡之 為御賑江戸より来候講釈師秀瑞、 操座本代清八願出、 仰付、日限も最早今明日計『御 願之通過日五 右壱人為

文化七年 (一八一〇) 記述なし 大泉寺よる為寄浄瑠璃興行願あり

文化八年 (一八一一) 記述なし 大泉寺よる為寄浄瑠璃興行願あり

文化九年 (一八一二) 記述なし 大泉寺による浮世咄興行願あり

文化十三年 (一八一六)

八月十日

操座本代り清八・川原町検断伊八末書を以申出 行仕度、願之通被 此度御祭礼一付、 為御賑為寄浄瑠理七ツ時より暮六時過迄、 仰付被下置候ハゝ場所・初日之儀は早速可申上旨、 願之通御町奉行、申渡之 日数十日興

八月廿六日

日被 来候女太夫、しきん・為寄浄瑠理興行仕度、 操座本代清八申出候は、 仰付被下度旨申上、 先頃御祭礼『付、 願之通御町奉行、申渡之 江戸両国より浄瑠理渡世三て 七時より暮六時迄日数十五

但、 過日七日願之通 閏八月十七日御町奉行 (申渡之

文化十四年 (一八一七)

三月廿日

中操興行仕度、 被下度旨申上、 操座本清八申出候は、来月十五日 晴天十日札銭廿文、筵銭拾弐文、桟敷百五拾文!被 願之通御町奉行 中渡之 若宮八幡御祭礼『付、 . 為御賑弟子共 仰付

六月廿五日

申上旨、 十日場所之儀は、川原丁善七所『て、初日之儀は被 船霊様、 操座本代り清八願出、 来月朔日御祭礼二付、 願之通御町奉行、申渡之 女太夫文字兼為寄浄瑠理興行仕度、 仰付候ハハ、早速可

六月廿九日

文化十五年・文政元年(一八一八) 被下置候ハゝ、早速可申上旨操座本代清八願出、願之通御町奉行、申渡之 十日場所之儀は、 船霊御祭礼一付、 川原丁川岸空地之処拝借仕度、 為御賑私弟子文操右壱人『て、 これ以降記述なし 尤初日之義ハ被 浮世噺興行仕度、 仰付 日数

> 代清八」として、 になるが、さらにその座本(元)代わりとして「清八」が出てくる。清八は「操 する。しかし享和二(一八〇二)年五月に登場する四郎佐は、 (一八○六) 年の五月にはもう名はない。代わって「栄太」なる人物が座本(元) 長らく座本(元)を務めた又右衛門に代わり、 「座本(元)」の関連記述がなくなる文政元(一八一八)年まで、「操座本 「代」があるため誤りと考えられる。 登場しつづける。途中 「代」がとれるところもあるが、そのあと 享和年間には四郎佐へと代替わり その四年後、 文化三

幡丁清八」である。 の太夫が病のために急遽、操の興行を行うこととなった。その際に登場したのが「八 寛政九(一七九七)年八月二十四日に為寄浄瑠理が行われる予定だったが、 この「清八」という名は、又右衛門が座元をしていた頃、一度だけ登場している。 浄瑠璃

たい。 今回、 鈴江家の資料として存在する系図や古文書などを見ると、 雑書で確認した操座本の記事と鈴江家に残っていた系図などを比較してみ

初代 鈴江四郎兵衛藤原正盛

(寛永十八 (一六四一) 年重直公に道薫坊廻し披露

四郎佐藤原正友

二代

三代 四郎佐藤原正英

四代 四郎佐藤原正永 (不明 5 文化二 (一八〇五) 年没

五代 四郎佐藤原正長 (寛政十(一七九八)年生~安政七(一八六〇) 年一月

没

六代 四郎佐藤原正意 (四郎兵衛 (15))(文政三 (一八二〇) 年生~ 不明

七代 四郎佐藤原正中

「二葉屋」

と改

鈴江武四 郎 (明治十七(一八八四)年~昭和十四

(一九三九)

年

八代

九代 印判業廃業

(七代以降は、 棟札および鈴江家親戚より聞き取

三(一八五〇)年から明治三(一八七〇)年の二十年間の操座本(元) 留帳』の中に四郎佐が安政七(一八六○)年正月八日付の検断に提出した書留が次 については、 化二 (一八四五) の興行に関する書留帳である。これに先行して『諸用書留帳』もあり、 鈴江家の古文書『諸願書留帳』の記事を取り上げてみたい。 大変詳細にまとめられているため、 五代目四郎佐正長について、 上白石実氏の論文 年~嘉永三 (一八五〇) 既に門屋氏の著書でも示されている (16) 「幕末維新期盛岡における操興行と盛岡藩」(1)で こちらを参考にしてもらいたい。 年の五年間が記されている。 『諸願書留帳』 この 興行の内容 こちらは弘 鈴江四郎佐 が、 は、 『諸願書 改めて

乍恐奉願上候事

ようなものである。

文化二世 (一八〇五) 年九月道薫坊巡操座本并御印判師共親名跡被 仰付、

> 候ニ付、 度奉願上候。 昨今存命不定「罷成候。 難有仕合奉存候。 子供四郎兵衛当四拾壱歲二罷成候。 此節相勝れ不申候。 此旨宜被仰上被下置度奉頼候以上。 当年迠五拾六カ年相勤罷有候所、 依之恐多申上候様奉存候得共、 色々養生仕候得共、 此者私"名跡被 快気可仕躰無御座候。 兼而中風之症相煩居 万一之儀茂御座 仰付被下置

安政七年申正月八日 操座本并御印判

四郎佐 印

検断 長十郎殿

印判師の名跡を継ぐ。 このあと五代目四郎佐正長は亡くなり、 このことから、 先代四代目が亡くなった年に継いだことがわ 願いのとおり子供の四郎兵衛が座元と御

かり、

子供は

「四郎兵衛」という名であることがわかる。

みに、 座本四人目の四郎佐の没年が一致する。 これに対し、 雑書に出てこなくなった時が没年とすれば、 雑書から読み取れる座本(元) それが正しいと仮定するならば の変遷は、次のとおりとなる。 四代四郎佐正永の没年と雑書の ちな

初代 四郎 兵衛 (・・・宝永二 (一七〇五) 年~宝暦元 (一七五一) 年

二代 四郎佐 (宝暦十三 (一七六三) 年~天明四 (一七八四)

年

三代 又右衛門 (天明五 (一七八五) 年~文化二 (一八〇〇) 年

四代

四郎

佐

(享和二(一八〇二)年~文化二(一八〇五)年)

五代 栄太(文化三(一八○六)年~文化十四(一八一七)年···)

兀

代清八(文化三(一八〇六)年~文化十四(一八一七)年・・・)

郎兵衛」や 四代目が亡くなった時にはまだ七歳である。正長と栄太が同一人物となれば、 ると思う。 又右衛門がよくわからない。三代目正英の別称だとしても正当な座本 う考えると清八なる人物が座本 の栄太は、 となる。鈴江家の系図から五代目四郎佐正長は寛政十(一七九八)年生まれであり、 「四郎兵衛」もしくは 座元として多くの渡世人や座を取り仕切ることは到底不可能であり、 「四郎佐」 の名は後世名付けたと述べているが、さらに検討の余地があ 「四郎佐」を名乗らなかったのはなぜか、門屋氏は 完 代わりを務めたとしても納得がいく。 完 継承者 七歳 四四 そ

治十九(一八八六)年生まれの方の記事が掲載されている。 昭 和五十年に発行された『もりおか物語 $\widehat{\underline{\mathbb{D}}}$ -仙北町かいわい-J(18) そのまま引用する。 には、

いあンすな。それからもう一人は、川原町の鈴江武四郎という判コ屋でがンすな。 の御駒太夫のところサ来て、 「なンでも南部さん時代には、 一両方の判コをついてもらわねェアばならなかったということです 頭をさげて判コをもらわねェアば、やれなかったと 盛岡の城下で何か芸をやるっていえば、 必ず七軒

うなものをさし出して、 けをして芸をやる芸人だちは、 なンでしょうな。このような権限を南部さんから許されていたから、 まりこれは、 南部さんから盛岡でやる芸能の総元締をいいつけられていたこと 許可をもらったもンだろうと思いあンすよ。 七軒町の御駒太夫と鈴江さんのところサ手数料のよ 城下で小屋掛

町御駒太夫と鈴江家の話が載っている。 務めをほぼ終えているが、 仙北町に生まれ育った人たちの思い出の話で進められていくこの本の中に、 明治後半になっても七軒町 明治に入ってまもなく座本(元)としての (丁) とともに鈴江家の話が 七軒

> 時県博職員) 残っているということは座本(元)としての支配権が強かったことが想像できる。 .江武四郎は八代目の方で、昭和六十二年人形の発見のきっかけとなった門屋氏(当 が対応した鈴江愛氏のご尊父である。

裾から手を入れる方法で扱う人形であり、小振りで長胴串であることなどから、 測できる」としている。一方、 い人形の頭三点である。そのほか、腕や扇などの道具類がある。門屋氏の前述 としている。さらに同書では、淡路人形の中で古手と思われる「女」「男」の人形は 分を直した可能性があり、 永頃(一六二四~四五)まで遡るのではとしている 人形と思われるもの五点、 最後に、 (心串)・かしらの形態や手の形態などから、万治・寛文頃(一六五八~一六七三) 『淡路人形と岩手の芸能集団』によると、目口が動く「三番叟」 古文書とともに貴重な資料として残っている人形がある。 「享保~元文(一七一六~四一)以前であることは充分予 指遣い人形七点、 加納克己氏著『日本操り人形史』(1)によると、 狐とみられる棒遣い人形 は、 一人遣いの 後にその 一点、

串

書

路

禄頃(一六八八~一七〇三)のものとしている(19 寛文頃(一六六一~一六七三)、練り絹の横格子の衣装をまとった町人風の 淡路人形よりも小振りな指遣い人形は、衣装の特徴から武官風と女官風の人形 . 20 人形は

針葉樹であることは間違いなく、頭のほか胴串や腕などもヒノキの可能性が高いと するわけにはいかないため断定はできないということだが、 受けた(21)。明治以降の県内の操り人形の材は、 スギだが、 手に入りやすい、さらに演じる際も軽いということで、桐材が使用されている。 これらの人形も併せて検討すべきことが多いが、 鈴江家の人形らはいずれも桐材ではないようである。 スギの場合には毛羽立ちができるなど加工しづらく、 植林されるようになるのは明治以降であり、 加工しやすく自生しているために 過日、 本来高級のものらしい。 人形の材について教示を 実際に切り取って確認 また現在ではよく見る 木目やヒビの具合から 自

路国からやってきた人形と言える 歌舞伎のかしらはヒノキで作られている。特に手で持ってかしらを操る胴串(心串) 生しているヒノキかスギとなると南の方だろうとのことである。現在の文楽や人形 してみると、 長く使用することに耐えられるようにヒノキが使われているそうだ (2)。こう 人形に使用された材からみても確かに初代(?)四郎兵衛とともに淡

持てたことは、本当に嬉しい限りである。 貴重な資料であると認められた。その経緯の中に自分が展覧会などを通じて関係を 重な古文書とともによく現代まで残っていたと感心するばかりである。そしてその ら人形が再び姿を現わすまで約百二十年、幾多の自然災害や戦争を乗り越えて、 家の人形と古文書の一部を展示した。 人形らがさらに三十五年経て、県指定有形民俗文化財となり後世に残していくべき 令和四年度テーマ展 「新収蔵・新指定展―人文編―」において指定を受けた鈴江 操座本(元)から手を引いたと思われる頃か 貴

する記事の一覧表を掲載した。今後の調査研究の一助になれば幸いである か見えてきたのではないか。 課題や謎は大変多いが、 なく他の文献とも更に比較しなくてはならないことはもちろんのことであり、 したが、さらに疑問に思うところも増えていったような気がする。『雑書』だけでは 今回 『雑書』 一の中の 『雑書』における「操」「操座本(元)」の興行傾向はいくら 「操」「操座本(元)」などの記事を拾い上げるという作業を 最後に『雑書』にみられる芸能記事の一 覧、 操

> 盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館『盛岡藩雑書』第二巻 熊谷印刷出版部 九八七

3

年

「遠野古事記」下『南部叢書』第四冊 株式会社

4

座 「堺町」の誤りか。堺町は江戸時代歓楽街として賑わった町で、 人形芝居茶屋が多く並んでいたという。 (カラー版徹底図解『江戸時代 江戸三座の中村座や市村 浮世絵・古地

図で知る大江戸八百八町』新星出版社二〇〇七年

立国会図書館デジタルコレクション 『浄瑠璃大系圖』巻上 竹本筆太夫小鷹翁考ほか 塩屋喜兵衛ほか四名 一八四 玉

http://dl.ndl.go.jp/pid/2533814

和田修 「江戸古浄瑠璃の衰退と歌舞伎」『浄瑠璃の誕生と古浄瑠璃』岩波講座

7

- 文楽 第七巻 (株) 岩波書店 一九九八年
- 8 盛岡市教育委員会·盛岡市中央公民館『盛岡藩雑書』第六巻 遠野市史編修委員会『遠野市史』第二巻 遠野市 九七五年 熊谷印刷出版部

9

- 10 日本大辞典刊行会『日本国語大辞典』第四巻 (株) 小学館 一九八九年
- 11 寺島良安編 『和漢三才圖會』和漢三才圖會刊行委員会 (株) 東京美術 九七九年
- 12 ノ倉則文編 『用語南部盛岡藩辞典』株式会社東洋書院 一九八四年
- 13 岩手古文書館巻七『寺社町奉行留』岩手古文書研究会
- 14 蔵人が天皇の意を受けて出す命令書)」とともに神聖視され、 業した。前半は『日本書紀』の引用、 鈴江家には二点保管されており、いずれも写筆年代不明の寛永十五(一六三八)年の写し 「道薫坊傳記 ―浄瑠璃人形芝居の由緒を書いた巻物。 後半は鈴江家 (四郎兵衛) 「綸旨(天皇の秘書的役割をした 各座はこれを持って全国を巡 の由来が記述されている。
- 15 鈴江家古文書『諸願書留帳』より

1 註

『淡路人形と岩手の芸能集団』シグナル社

九九〇年

告』第6号

岩手県立博物館

一九八八年

門屋光昭 門屋光昭

・山本玲子「盛岡藩の操師鈴江四郎兵衛資料について」『岩手県立博物館研究報

16 前述 門屋光昭『淡路人形と岩手の芸能集団』

芝居公演での解説による

- 17 上白石実「幕末維新期盛岡における操興行と盛岡藩」『國學院雑誌』第一一九巻二号
- 〇一八年
- 一九七五年 一九七五年 盛岡の歴史を語る会『もりおか物語(四)―仙北町かいわい―』熊谷印刷出版部
- 19 加納克己著『日本操り人形史―形態変遷・操法技術史―』八木書店 二〇〇七年
- 20 加納克己・潟見英明『東北地方一人遣い人形芝居調査報告書―猿倉人形を中心に―』平成
- 二十年度文化庁芸術活動基盤充実事業 二〇〇九年
- 21 花巻おもちゃ美術館(花巻市)館長 平野裕幸氏の教示による。以前、指遣い人形を熟覧21 花巻おもちゃ美術館(花巻市)館長 平野裕幸氏の教示による。以前、指遣い人形を熟覧
- 22 令和二 (二〇二〇) 年三月 淡路人形座 (兵庫県南あわじ市福良甲一五二八 一地先)の

(きどぐち・しゅんこ/岩手県立博物館 〒○二○- ○一○二 盛岡市上田字松屋

要旨

敷三四)

キーワード 操人形、鈴江四郎兵衛、盛岡藩雑書、操座三

参考文献

- 『世界大百科事典』 平凡社 一九七二年
- 盛岡市『盛岡市史』(復刻版) トリョー・コム 一九七九年
- 岩手県立図書館編『岩手史叢』横川良助「内史畧」(3)(4)岩手県文化財愛護

一九七四年、

一九七五年

- 船遊亭扇橋「奥のしをり」日本常民文化研究所『日本常民生活資料叢書』第九巻
- (株) 三一書房 一九七二年
- · 藝能史研究會『日本庶民文化史料集成』第六巻 歌舞伎 (株)三一書房 一九
- 七九年
- 光田憲雄著『日本大道芸事典』(有) 岩田書院 二〇二〇年
- ・細井計『「雑書」の世界―盛岡藩家老席日記を読む』岩手復興書店 二〇一六年





最上:操人形「女」 上:「女」の長胴串





上:操人形「三番叟」 左:「三番叟」のかしらと心串





左上から:指遣い人形「武官風」「女官風」「町人風」



左:文箱

右側の写真は赤外線写真で

撮影したもの

「操座本 又右衛門」と見える



右上:指遣い人形「町人風」かしら

左上:同人形かしらの内部

盛岡藩	雑書掲載大	衆芸能	表							
	藩主	元号	謡	能	相撲	狂言	その他	太夫名	操・人 形芝居	座本名・ 太夫名
		正保			1		かるた遊び			
	二件香店	慶安			1					
	二代重直	承応					躍2	八戸三五郎		
1664		寛文	1				三味線、神楽2	東都・残都・称々松座頭	6	菓子屋理兵衛・助惣太 夫・徳左衛門
1673		寛文	5	55			小歌、琴・三味線	太夫油屋茂兵衛(江戸境町)	2	
1680		延宝	9	55	28	30	連歌・歌会6、囃子4、南京 操2、獅子踊2	篠塚半兵衛(狂言) かさり屋五郎左衛門(南京操)	22	桐一座(桐弥市右衛門)清九郎
	三代重信	天和	2	18			連歌		4	虎屋永閑
1688		貞享	4	8			浄瑠璃語、三味線	川原町左兵衛		
1692		元禄	5	11		2	歌会、囃子、漢和興行2、 嶋原神楽	七軒丁権六・五郎右衛門・六之丞 福原伝太夫		虎屋永閑の記事あり
1702	四代行信	元禄	10	19	1	3	鞠興行(蹴鞠)6、囃子7、 講談(講釈)58	七軒丁権六 根市半蔵、根市権四郎 本多与一郎 山口静六		
1704	五代信恩	元禄	2	7	1	2	軽業、大神楽、講談	七軒丁 三戸町権六、三左衛門 八幡町六之丞		
1707	五八信心	宝永	2	4	2	3	軽業芝居、講談、大神楽4	七軒丁金六(店屋金六) 権六、兵右衛門 八幡丁六之丞、三左衛門	3	仙北町四郎兵衛 (仙北町操太夫四郎兵 衛、七軒丁四郎兵衛)
1711		宝永	1	22		2	神楽、人形絡繰2、子供躍2、獅子踊2	三戸町権六 八幡町六之丞 てん屋金六	1	仙北町操師四郎兵衛
1716	六代利幹	正徳	2	13	2	2	子踊、軽業	伊勢太夫次郎(太々神楽) 権六(太夫権六:狂言) 七軒丁駒太夫市右衛門	3	仙北町四郎兵衛
1725		享保	9	10	3	3	大々神楽2、こま廻し、軽 業芝居2	七軒丁駒太夫市右衛門 権六	2	座本七軒丁四郎兵衛
1736		享保	10	59	24	1	的11、囃子2、追出芝居2	七軒丁金六(御駒太夫金六) 太夫権六	1	操太夫四郎兵衛
1741		元文	3	6	37	7	大々神楽、射的11、追出芝居、ほうらく操、のぞきからくり	狂言太夫八幡丁権六 駒太夫仙北町金六(七軒丁店屋金 六) 阿部安左衛門(狂言)	3	操太夫仙北町四郎兵衛(太夫四郎兵衛)
1744	七代利視	寛保	2	23	10	6	曲馬追出、神楽、芝居、軽 業芝居	太夫玉左衛門 (八幡丁玉左衛門) 御駒太夫庄吉	3	座本四郎兵衛
1748		延享	4	22	13	8	軽業芝居2、小芝居	御駒太夫庄吉 太夫玉左衛門	5	座本四郎兵衛(操太夫四 郎兵衛)
1751		寛延	2	6	1	3	盛岡芝居、軽業、狂言芝 居、歌舞伎芝居	狂言太夫玉左衛門 御駒太夫	1	(川原町検断)
1752		宝暦	1	6	6	1	寄せ浄瑠璃	松嶋太夫(国分町) 太夫玉左衛門	1	座本四郎兵衛
1764	八代利雄	宝暦	4	7	6	1	放人形、からくり見世物、 寄席浄瑠璃、八人芸、竹田 人形、ぜんまい唐繰、追出 芝居	太夫玉左衛門 御駒太夫庄吉 真太夫・小膳治 (江戸京橋:寄せ 浄瑠璃)	2	盛岡四郎佐
1772	N VI VII ME	明和	4	35	16	6	音物、笛之曲、唐繰見世 物、まりの曲追出、神楽、 竹田人形からくり、座敷浄 瑠璃	太夫玉左衛門 御駒太夫庄吉 時太夫・友太夫 (大坂北)	1	座本四郎佐(操座元四郎 佐)

	藩主	元号	謡	能	相撲	狂言	その他	太夫名	操・人 形芝居	座本名・ 太夫名
1780	八代利雄	安永	4	5	13	13	軽業小芝居3、見世物12、 小躍、寄浄瑠璃2、神楽	太夫玉左衛門 御駒太夫庄吉 勘中・やす(寄せ浄瑠璃)	3	操座本四郎佐 (川原町舟玉祭礼)
1784	九代利正	天明	2		9	8	神楽、見世物8、獅子踊、 子踊、竹田人形唐繰2、軽 業小芝居4、糸唐繰、万歳 寄浄瑠璃5、法楽操	狂言太夫玉左衛門 御駒太夫庄吉 三戸町勘之助・儀兵衛 都太夫(仙台城下寄せ浄瑠璃) 江戸柳原新橋(寄せ浄瑠璃)	3	操座本四郎佐
1789		天明		1	8	8	見世物5、大神楽芝居2、軽業小芝居4、小芝居5、竹田人形唐繰追出芝居2、小踊、講談2、寄浄瑠璃5、座敷浄瑠璃	狂言太夫玉左衛門 御駒太夫庄吉 八幡丁七右衛門・肴町平吉 弥惣治 (座敷浄瑠璃:仙台川原 町) 寿仙 (講談:江戸)	4	操座元四郎佐 →座元又右衛門
1801	十代利敬	寛政	2	15	47	28	大神楽2、神楽9、獅子踊、囃子、小踊2、小芝居5、軽業4、見世物26、竹田唐繰4、八人芸2、虎舞、曲馬、こま廻し2、水からくり3、ものまね2、力持2、写絵2、声色、寄浄瑠璃22、講談9	狂言太夫玉左衛門 →太夫弁蔵、名代伝七 御駒太夫庄吉→御駒太夫京吉 女太夫政、女太夫富、戸間太夫、 毎太夫、安太夫(仙台)、信太夫 (仙台)、重太夫(江戸)、井筒 太夫(大坂):寄浄瑠璃 龍之軒(深川)、燕三志(江戸神田)、蝉洞軒(江戸)、成田如川 (江戸)、吉来(江戸)、志道軒 (江戸):講談	11	操座本又右衛門(八幡丁清八)
1804		享和	1	2	15	6	虎舞、軽業、子供芝居、写 し絵、小芝居、八人芸、講 談、寄せ浄瑠璃3	狂言太夫弁吉 御駒太夫京吉(仙北町京吉) 鵜橋儀(講談) 瀬戸太夫(江戸)・女太夫すみ: 寄せ浄瑠璃	1	操座本四郎佐(河原町四郎佐)
		文化	6	43	12	15	射芸2、軽業2、見世物5、 浮世話2、地芝居、写し絵 3、曲馬、細工物、寄浄瑠 璃9、講釈2、講談2	弁吉→玉左衛門 御駒太夫京吉→京助 女太夫そよ吉(江戸浅草)、八ツ 太夫(江戸京橋)、女太夫但野 (江戸)、女太夫しきん(江 戸):浄瑠璃 秀瑞・女太夫菊(江戸)、女太夫 瀧(江戸):講釈・講談 虎治郎・文蔵(大坂):写し絵	1	操座元四郎佐→座元代清 八
1818		文政	2	2			御囃子			
1820	十一代利用		2	3	1		L JUL 4-44			
1825	. , , , , , ,	文政	4	3	-					
1840	十二代利済	天保	2	3	1		囃子、騎射			

『雑書	』みる	「操」	関係記事一覧			
年号		藩主	記事	場所・人物	人物(太夫・座元)	備考
寛永21			3/14 雑書書き始め			
正保元	1644	重直	12/16 改元			
			10/29 じやうるり	城内居間	くわしや理兵衛、助惣	10/29初出
	東 女元 1661		11/2 あやつり	御城	助惣・理○○・徳三郎・権三郎・新町の者4人	
寛文元	1661		11/3 昨晩あやつり 褒美	御居間	助惣(上留り語)・徳右衛門(三味線挽)	
			11/4 あやつり 褒美	御居間	菓子屋理兵衛	
			1/4 上るり語	御居間	助惣・徳左衛門・理兵衛	
			2/8 あやつり	本居間	太夫助惣	
寛文2	1662			本居間	助惣	
			4/4 (祭礼参列)	御城大明神祭礼	らしやうもん助惣太夫	
		舌直	9/12 逝去	PET-WAZ C 7311 MC10	3 6 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7	
寛文4	1664		9/13 家督			
寛文5	1665		7/28 あやつり	大書院	助惣大夫	
寛文7			9/28 あやつり・褒美	大書院	江戸境町 太夫油屋茂兵衛	
			4/21 勧進・能・相撲・操等之見	7 1 1 2 2	7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-	16 Wh.A.
寛文8	1668	重信	物「一切不可留置事」			倹約令
			3/8 あやつり	中丸 鶴千代		
			3/10 操	中ノ丸 殿様・御奥方		
			3 /12 操	御中丸 鶴千代様 殿様 女中方		
延宝2	1674		3/18 操	中ノ丸 殿様・奥方		
			3/24 操	御中丸 町之者共		
			8/17 操	御中丸 鶴千代様→若殿様		
			10/23 操	中ノ丸 若殿様		
			12/17 操	御中丸 鶴千代様 殿様		
			2/19 操	御中丸 若殿様、鶴千代様		
		重信	9/5 あやつり	御中ノ丸 殿様、奥方様		
			9/25 操	御中之丸 殿様		
延宝3	1675		9/26 操	御中ノ丸 鶴様、高知之面々		
			10/9 あやつり	御中丸 大殿様、奥方、高知之女中、侍 方		
			10/10 操	中ノ丸 御家中、侍、同女中		
			11/19 操 金子褒美	鶴千代様		
			2/19 南京操	御中丸 殿様、奥方	カサリや五郎左衛門	
			2/24 操	御中丸 鶴千代様		かさり屋五郎左衛門褒美
			2/25 操	御中丸 中屋敷女中、御家中之者		
			3/10 操	御中丸 鶴千代 殿様、御奥方、新丸中		
				屋敷		
延宝4	1676	重信	3/16 操 褒美	鶴千代様		
			3/22 操	御中丸 上々様方、高知之面々	清九郎	
			3/23 操 褒美米	御中丸	宮清九郎	
			3/26 操	御中丸新丸中屋敷、其の外御一門		
			5/小13 操	御中丸本丸新丸奥方、高知之内方	清九郎	
			4/12 あやつり	御舞台	とらや永閑廿三人	
			4/16 芝居	新八幡町	虎屋永閑	
天和3	1683	重信	4/28 操	御舞台	虎屋永閑	
			5/16 操		虎屋永閑	
			10/1 遠野花巻芝居御免		虎屋永閑	
貞享元	1684	重信	3/17 上留里語	御前	川原町左兵衛	
元禄4	1691	重信	2/30 永閑相立候		虎屋永閑	銀五枚、塩白鷴一羽
	1000	重信				凶作
元禄5	1692	行信				***************************************
$\overline{}$			l	l	!	

木戸口俊子:盛岡藩『雑書』にみる大衆芸能~「操」・「鈴江四郎兵衛」を中心に~

年号	西暦	藩主	記事	場所・人物	人物(太夫・座元)	備考	
						飢饉	
元禄8	1695	行信				米雑穀等の他領移出禁止 他領者の領内逗留禁止	
		行信	6 /18重信病死				
			10/11 行信逝去			飢饉	
元禄15	1702		10/12 家督			- 飢饉	
		信恩	11/27 就任				
元禄16	1703	信恩				~2月餓死者2万500~600人余り	
宝永2	1705	/= 因	8/13 操・嶋原狂言	八幡神事	仙北町四郎兵衛・権六・兵右衛門	飢餓人救済 51253人(2月末) 四郎兵衛初出	
						「如例年~」	
宝永3	1706	信恩	8/13 操	片原町	仙北町操太夫四郎兵衛		
		信恩	7/27 あやつり芝居 		七間丁四郎兵衛		
宝永4	1707		12/8 信恩逝去				
		利幹	12/9 利幹家督				
宝永6	1709	利幹	8/8 芝居願	八幡丁	仙北町操師四郎兵衛		
正徳3	1713	利幹	7/18 芝居・あやつり願	八幡御神事	権六・四郎兵衛	来月	
正徳4	1714	利幹	7/29 軽わさ・あやつり・狂言芝 居願	八幡祭礼	座元之者共		
	4745	#11±A	7/11 狂言芝居 操芝居	八幡祭礼	太夫 権六 仙北町 四郎兵衛	8月1日~	
正徳5	1715		9/14 操	殿様・光源院(行信女)様 御覧	[山北町] [七] [四大八甲]		
享保4	1719	利幹	7/11 狂言芝居	御祭礼8/1~16	太夫権六		
享保5			操芝居 7/26 操芝居·相撲	鳩森八幡御祭礼	座本七間丁 四郎兵衛 行事善太郎・駒太夫・市郎右衛門・四郎兵衛・権六		
7-M3	1120		6/4 利幹逝去	/両州/ 八田 四 元 10	[] 字音八种 - 约八人 - 中野石田 1 日地六田 1E八		
享保10	1725		6/5 利視家督				
享保14	1729		0/3 们玩彩目			4/3 大火1930軒	
享保16	1731		7/11 狂言芝居、繰芝居、追出	八幡神事	太夫権六、繰太夫四郎兵衛、御駒太夫金六	寺社奉行へ 「繰」=「操」の誤字	
					狂言太夫八幡丁権六、操太夫仙北町四郎兵衛、駒太		
元文元	1736	利倪	7/25 芝居・操	○○御祭礼8/1~	夫仙北町金六	来月朔日より	
元文4	1739	利視	5/7 ほうらく操	御駒蒼前之宮	七間丁店屋金六	遷宮のため	
			5/24 操芝居	春日祭礼 八幡庭	太夫四郎兵衛		
元文5	1740	利視	閏7/1 操芝居	鳩森八幡御祭礼(8月~)	操太夫四郎兵衛		
寛保元	1741	1 利視	7/26 狂言芝居 (8/1~16) 操興行 (8/5~16)	八幡御祭礼	太夫玉左衛門 座本四郎兵衛		
			曲馬追出、芝居(8/1~16)		御駒大夫庄吉		
寛保3	17/12	411 / 19	閏4/18 操芝居	領内中廻り	仙北町検断	操役者拾三人	
見休3	1743	利怳	9/7 操芝居	神明・春日祭礼	操座本四郎兵衛 仙北町		
			6/17 渡世領內宿貸願			操役者仲間15人	
延享元	1744	利視	6/19 狂言・芝居・操・相撲	八月、九月如例年			
			6/29 操芝居・軽業・狂言追出	八幡祭礼(八月)	座本四郎兵衛・御駒太夫正吉	仙北町検断	
			8/23 操芝居	9月祭礼	操太夫四郎兵衛	仙北町検断 寺社奉行へ	
延享4	1747	利視	10/3 操狂言	郡山日詰町	四郎兵衛支配	郡山三町検断	
害ない	1750	#II #I					
寛延3			7/28 御操芝居	鳩森八幡神事 の 紙祭 対	川原町検断	松嶋太夫・善五郎(仙台国分町)	
宝暦元	1751		8/7 寄セ浄瑠璃 3/28逝去	八幡祭礼	本座四郎兵衛	14時人人·普五郎(加百国分則)	
		小竹					
宝暦2	1752	利雄	3/29家督				
	1,5-4	11/2 在々勧進相撲、芝居操等為 相立候儀、向後無用可仕旨被仰出					
宝暦3	1752	和 ##	6/18 操太夫芝居立候砌、看板御操 と相出候、向後御之字為附申間敷旨				
- 正/自り	1133	可の性	被仰出				
		411+#+	7/25 操芝居	鳩森御祭礼		宝暦の飢饉	
宝暦5	1755	个リAE				19/26记事 5月中旬~大雨 ~8日下旬十幅	
宝暦5	1755 1756					9/26記事 5月中旬~大雨 ~8月下旬天候 不順 9月末凶作(冷夏)12月より餓死者	
		利雄	10/14 寄セ浄瑠璃渡世	十三日町			
宝暦6	1756 1760	利雄		十三日町 赤石大明神祭礼(日詰長岡通)	盛岡四郎佐座	不順 9月末凶作(冷夏)12月より餓死者	

年号	西暦	藩主	記事	場所・人物	人物(太夫・座元)	備考
+7	口/目	一一	RU FF	***************************************		בי־פוע
明和5	1768	利雄	5/29 不調法之儀		狂言太夫玉左衛門 操座本四郎佐 	四郎佐一「数代座本相続」
明和6	1769	利推	8/5 操芝居 11/16 座敷浄瑠理渡世	鳩森八幡御祭礼	座本四郎佐	
·93/140	1703	-1 умд.	11/16 座敷浄増埋渡世 「向後、神明八幡稲荷御神事以外は		操座本四郎作	時太夫・友太夫 (大阪北久太郎町)
安永6	1777	利雄	8/1 操芝居		座本四郎佐	
安永7	1778	利雄				4/10 大火2551軒
			6/5 芝居、操	川原町舟玉祭礼	狂言太夫玉左衛門 操座本四郎佐	「此節難被」
安永8	1779	利雄	9/4 為寄浄瑠理、操	神明祭礼、厨川稲荷祭礼		「何難被」
			9/14 為寄浄瑠理	神明御祭礼	操座本四郎佐	「当年疫病相煩困窮渇命」
			9/9 為寄浄瑠理	春日神明御祭礼	操座元四郎佐	勘中・やす
安永9	1780	利雄	10/2 為寄浄瑠理	春日神明御祭礼	操座元四郎佐	日程変更
2/1/3	1700		12/5逝去			
		利正	12/6家督			
			8/2 操興行、寄上瑠理	八幡祭礼	操座元四郎佐	都太夫、女房、妹きん(仙台城下新伝馬 町)
			8/6 寄セ浄瑠理	八幡祭礼(八幡帰命寺)	川原町四郎佐	
天明元	1781	利正	8/25 芝居、操、為寄浄瑠理	八幡祭礼		
			9/7 為寄上瑠理	春日神明御祭礼、矢根森八幡宮開帳	操座本四郎佐	
			9/17 為寄上瑠理 延長願		操座本四郎佐	
			8/4 為寄上墠埋、狂言小芝居、追	八幡祭礼	操座本四郎佐、御駒太夫庄吉	
			出 8/5 為寄上瑠理	八幡丁帰命寺		本堂貸出について
天明2	1782		8/13 為寄上瑠理	八幡神事	操座元四郎佐	元太夫(江戸柳原新橋)
			9/5 操興行	 天福院	操座本四郎佐	
			7/27 為寄浄瑠理	八幡祭礼(8月)	操座元四郎佐	天明の凱隆11月~3月(5年、6年も凱隆)
天明3	1783	利正	8/2 法楽操、為寄浄瑠理	八幡祭礼	操座本四郎作(佐)	餓死者40858人、病死23840人 元太夫、清助、元八(江戸柳原新橋)
			8/15 操	八幡祭礼	操座本四郎佐	日程変更
		利正	5/5逝去			
			5/6家督			
天明4	1784	利敬	7/24 操興行、為寄上瑠理		操座元四郎佐	
			8/16 為寄上瑠理	八幡祭礼	操座元四郎佐	日程変更
			9/17 操不当		操座元四郎佐	日程変更
			5/11 操興行	御祭礼	座元又右衛門	又右衛門初出
天明5	1785	利数	5/26 操興行	下小路稲荷祭礼	操座本又右衛門	日程変更
20,915	1705		9/1 操興行	春日神明祭礼	操座元又右衛門	
			11/6 座敷浄瑠理渡世		操座元又右衛門	弥惣治・娘尾上(仙台城下川原町)
天明6	1786		8/16 為寄浄瑠理	八幡祭礼	操座本又右衛門	
			閏10/26 講談為寄		操座元又右衛門	
			8/5 為寄浄瑠理	八幡祭礼	操座本又右衛門	妹安
天明7	1787	利敬	8/13 軍書講談為寄	八幡祭礼	操座本又右衛門	寿仙(江戸本石町)
			9/8 軍書講談為寄	春日神明両社祭礼	操座本又右衛門	
天明8	1788	利敬	9/4 為寄上瑠理	八幡祭礼(帰命寺)	操座本又右衛門	
寛政元	1789		8/1 為寄上瑠理	八幡神事(帰命寺)	操座本又右衛門	
			8/29 為寄上瑠理	春日・神明両社祭礼 (9月帰命寺)	操座元又右衛門	重大夫・源庄・吾市(江戸本石町)
			8/3 為寄浄瑠理	八幡神事(帰命寺)	操座本又右衛門	
安かつ	1700		8/13 為寄浄瑠理	八幡神事(帰命寺)	操座本又右衛門	久太郎・井筒太夫・志藤(大坂)
寛政2	1790	TURK	9/3 為寄上瑠理	八幡丁	操座元又右衛門	
			9/14 軍書講談為寄	神明祭礼 (帰命寺)	操座元又右衛門	龍之(深川)

年号	西暦	藩主	記事	場所・人物	人物(太夫・座元)	備考
			8/3 為寄上瑠理	3 終始末 (場合土)	操座本又右衛門	
er rho	1701			八幡神事 (帰命寺)	採陛平又右側门	
寛政3	1791		9/11 為寄上瑠理	神明祭礼(帰命寺)	操座本又右衛門	井筒太夫(大坂)
			11/19 軍書講釈	寺院内借受	操座元又右衛門	燕三志(江戸神田)
			8/5 為寄浄瑠理	八幡神事 (帰命寺)	操座元又右衛門	信大夫・文侯・三代吉(仙台国分町)
寛政4	1792	利敬	9/13 操興行	神明御祭礼	操座本又右衛門	
			9/29 操興行	神明御祭礼	操座元又右衛門	日数変更
			3/29 操	薬師祭礼(4月)(八幡御社之内)	操座元又右衛門	
			4/27 操 雨天故不入	薬師祭礼(4月)	操座元又右衛門	日程
			8/9 為寄上瑠理	八幡祭礼	操座元又右衛門	
			9/23 為寄上るり	八幡丁帰命寺	操座本又右衛門	安太夫・きよ・清兵衛(仙台)
寛政5	1793	利敬	9/29 軍書講談為寄	寺ノ下 了源寺	操座本又右衛門	蝉洞軒(江戸浅草)
			10/10 軍書講談為寄	寺ノ下 了源寺	操座元又右衛門	日程変更
			10/13 為寄上瑠理		操座元又右衛門	女太夫きよ・清兵衛(仙台) 日程変更
			10/17 軍書講談為寄	八幡丁帰命寺	操座元又右衛門	成田如川(江戸芝切通し)
			11/4 軍書講談為寄	八幡丁帰命寺	操座本又右衛門	成田如川(江戸芝切通し) 日程変更
			6/4 操興行	藤ケ森尾崎祭礼(明王院寺内)	操座元又右衛門	
		利敬	7/4 操興行		操座元又右衛門	日程変更
寛政6	1794		8/4 為寄浄瑠理	八幡神事	操座元	
			9/4 軍書講談	春日・神明祭礼(帰命寺)	操座元又右衛門	
			9/18 軍書講談	春日・神明祭礼(帰命寺)	操座元又右衛門	日程変更
			7/20 操	八幡宮神事	操座元又右衛門	代金願含む
		利敬	8/3 為寄上瑠理	八幡神事(帰命寺)	操座元又右衛門	
寛政7	1795		9/4 操	神明・春日祭礼	操座元又右衛門	
			9/12 為寄浄瑠理	神明祭礼(帰命寺)	操座元又右衛門	
			9/28 為寄浄瑠理		操座元又右衛門	日程変更
			8/6 為寄浄瑠理	八幡祭礼 (帰命寺)	操座元又右衛門	
			9/6 為寄浄瑠理	春日・神明祭礼	操座元又右衛門	
寛政8	1796	利敬	9/22 為寄浄瑠理	春日・神明祭礼	操座元又右衛門	日程変更
			9/23 操興行	天福院稲荷御堂建立御湯立9/29	操座元又右衛門	大慈寺より添口上書あり
			10/26 軍書講釈為寄	八幡丁帰命寺	操座元又右衛門	藤堂吉来(江戸深川)
			閏7/28 操興行	八幡神事	操座元又右衛門	代金
			8/17 操興行		操座元又右衛門	日程変更
			8/24 為寄浄瑠理→操		八幡丁清八	太夫病気
寛政9	1797	利都	8/29 軍書口談為寄	春日・神明祭礼(帰命寺)	操座元又右衛門	
30.74			9/2 軍書口談為寄	神明祭礼 (帰命寺)	河原町又右衛門申出	帰命寺OK
			9/5 為寄浄瑠理	春日・神明祭礼(帰命寺)	操座元又右衛門	
			9/11 為寄浄瑠理	春日・神明祭礼(帰命寺)	操座元又右衛門	日程変更
			9/17 軍書口談		操座元又右衛門	日程変更
			3/29 操興行	薬師祭礼	操座元又右衛門	
			7/8 操興行	観音祭礼(天福院)	天福院(大慈寺未書)	観音堂建立(再建)
寛政10	1798	利敬	7/24 操興行	八幡宮祭礼(8月)	操座元又右衛門	
			8/12 為寄上瑠理	八幡神事	操座元又右衛門	
			8/20 操	(八幡)	操座元又右衛門	日程変更
			9/4 軍書講談為寄	春日神社祭礼・八幡町帰命寺	操座元又右衛門	
-				1		1

岩手県立博物館研究報告 第40号 2023年3月

文化2 1805 利収 9/5 為寄浄殖理 春日神明祭礼(八幡町2内) 操産本四郎佐 文化3 1806 利収 5/17 為寄浄殖理 下小路稲荷祭礼(油丁之内) 操産本代清八 女太夫そよ吉(江戸浅草) 8/1 為寄浄殖理 八幡神事 操産本代清八 女太夫そよ吉(江戸浅草) 8/12 為寄浄程理 八幡神事 操産本清八 日程変更 9/1 写絵 沙田神明祭礼 操産元代清八 日程変更 9/2 訓釈 八幡神事 操産元代清八 日程変更 9/4 為寄浄確理 季日神明祭礼 操産元代清八 日程変更 9/4 有音声確理 季日神明祭礼 操産元代清八 佐川東奈瑞(江戸大伝馬丁) 文化4 1807 利収 多/確期 株庫市代清八 近戸大伝馬丁) 文化4 1807 利収 9/6 軍書講談 春日神明祭礼 操産本代清八 江戸大伝馬丁) 文化13 1816 利収 多/6 軍書講談 春日神明祭礼 操産本代清八 江戸大伝馬丁) 文化13 1816 利収 多/6 軍書講談 春日神明祭礼 操産本代清八 江戸大店所 文化13 1816 利収	年号	西暦	藩主	記事	場所・人物	人物(太夫・座元)	備考
1968				8/9 為寄上瑠理	神事 (八幡丁)	操座元又右衛門	
2011 1726 125				8/25 為寄上瑠理	神事(八幡丁)	操座元又右衛門	日程変更
(1772)				9/1 為寄浄瑠理		操太夫又右衛門	毎太夫
### 1918 학교 보내 1918 이 대한				9/10 為寄上瑠理	春日神明祭礼	操座元又右衛門	戸間太夫・女太夫富
#13 중소上程程 #01-1982	寛政11	1799	利敬	9/13 為寄上瑠理	神明祭礼(八幡町興行)	操座元	毎太夫又五郎
11/27 軍曹國政治等				9/15 為寄上瑠理	春日神明祭礼	操座元又右衛門	日程変更
120				9/18 寄セ上瑠理	春日神明祭礼	操座元又右衛門	毎太夫又五郎 日程変更
12/5 宣書前款為有				,	八幡丁	操座元又右衛門	志道軒(江戸浅草)
2013 ASP 주민준 八色神事 神色元义を紹門 助大夫 日母変更 初大夫 日母変更 日本大夫 日母変更 日本大田神会 日本大田本会 日本村田会会 日本村田会会 日本村田会会 日本村田会会 日本村田会会 日本村田会会 日本村田会会 日本大田会会 日本村田会会 日本大田会会 日本大田会会会 日本大田会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会					八幡丁	操座元又右衛門	日程変更 志道軒
(18) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				7/30 為寄浄瑠理	八幡神事(八幡丁治兵衛居宅)	操座元又右衛門	
変化2 180 위象 (20 ARE)				8/13 為寄浄瑠理	八幡神事	操座元又右衛門	毎大夫 日程変更
反抗12 1800 利益 APIS ARL NUMBER 神田中明祭礼 完成人名南門 会大大 日根京至 11/2 2/14 本者上報理 申日中明祭礼 按显元又右南門 会大大 日間交更 別別 元差一八條丁 日間交更 開設の 日間交更 日間の言文 日間交更 日間交更 日間交更 日間の言文 日間の言文を含める 日間の言文を含める 日間の言文を含める 日間の言文を含める 日間の言文を含める 日間の言文を						操座本又右衛門	女太夫政
9/14					神事	操座本又右衛門	毎大夫 日程変更
11/8 開發 花巻一八緒丁 陰虚木大布龍門 開級師 志遠軒(江戸北草) 日程史更 11/17 雪濃減級 佐忠和礼 後虚本五布龍門(?) 日程史更 日程史更 11/20 雪濃減級 佐忠和礼 佐忠和礼 佐忠和忠姓 「論」-「能」の哲学 万年間 7/4 7/8	寛政12	1800	利敬	9/6 為寄上瑠理	春日神明祭礼	操座元又右衛門	毎太夫
11/17				9/14 為寄上瑠理	春日神明祭礼	操座元又右衛門	日程変更
11/20				11/8 講談	花巻→八幡丁	操座本又右衛門	講談師 志道軒(江戸浅草)
11/20 事書講談 投版大名和門 日程変更 日報変更 日報の原元 日報変更 日報の原元 日報変更 日報の原元 日報変更 日報の原元 日報変更 日報の原元 日報変更 日報明原元 日報の原元 日報変更 日報明原元 日報明原元 日報明原元 日報明原元 日報変更 日報明原元 日報変更 日報明原元 日報の原元 日報度元元 日報変更 日報明原元 日報明原元 日報明原元 日報変更 日報度元元 日報変更 日報明原元 日報変更 日報明原元 日報変更 日報明原元 日報度元元 日報変更 日報明原元 日報度元元 日報変更 日報明原元 日報変更 日報明原元 日報変更 日報明原元 日報明原元 日報変更 日報明原元 日報度正元 日報度正元 日報度更 日報度更 日報明原元 日報度更 日報度度 日報度度度 日報度度度度 日報度度度度度度度度 日報度度度度度度度度度度							日程変更
字和3							日程変更
第72	*********	1000	711#L		住吉祭礼	操座元四郎佐	「繰」=「操」の誤字
享和3 1803 利数 9/11 為寄浄福理、八人芸 八幡町増命寺 河原町四郎佐・仙北町京吉 大泉寺末書 海が大笑(江戸新石J)、文文 次化2 1805 利数 9/5 為寄浄福理 春日神明祭礼(八幡町之内) 接座本保清八 及太夫そよ吉(江戸浅草) 接座本保清八 及太夫そよ吉(江戸浅草) 接座本保清八 投座本保清八 投座支援 (江戸太東) 9/1 写絵、浄福理 春日神明祭礼 投座元代清八 大泉寺 9/14 軍書講談 春日神明祭礼 投座元代清八 技座元代清八 技座元代清八 大泉寺 投座元代清八 大泉寺 投座本代清八 上月子本田 大泉寺 大泉寺 大泉寺 (江戸大佐馬丁) 投座本代清八 上月子本田 大泉寺 大泉寺 (江戸 秀曜 大泉寺 大泉寺	学和2	1802			八幡神事	操座元四郎佐	
9/11 為客浄曜理、八人芸 八橋町房命寺 河原町四蛇佐・仙北町京吉 大泉寺末書 東産大田野生 増産元四郎佐 瀬戸太天(江戸新石7)、安文 3月 3月 3月 3月 3月 3月 3月 3	宣和2	1002	II #5	8/11 軍書講談	八幡神事	操座元四郎佐	講談師 鵜橋儀
文化2	字和3	1803		9/11 為寄浄瑠理、八人芸	八幡町帰命寺	河原町四郎佐・仙北町京吉	
文化2 1805 利参 9/5 為寄浄曜理 春日神明祭礼 (八幡町之内) 景座本栄大代清八 文化3 1806 利数 5/17 為寄上曜理 下小路磁荷祭礼 (油丁之内) 景座本栄大代清八 女太夫そよ吉 (江戸浅草) 8/1 為寄清解限 八幡神事 景座本代清八 女太夫そよ吉 (江戸浅草) 8/2 為寄講解 八幡神事 景座本清八 日程変更 9/1 写絵、浄曜理 春日神明祭礼 景座元代清八 日程変更 9/2 講察 月4 為寄浄曜理、写絵 春日神明祭礼 景座元代清八 日程変更 文化4 1807 利勢 4 各高浄曜理、写絵 春日神明祭礼 景座元代清八 佐川東本一女大夫龍 (講釈)平世宗大大皇庫 (講釈)平世宗大大皇庫 (書釈)平世宗大大皇庫 (書釈)平世宗大大皇庫 (書釈)平世宗大大皇庫 (書釈)平世宗大大皇庫 (書釈) 景座本代清八 日曜変更 大田瀬東 大田本 大田瀬東 大田本 大田瀬東 大田本 大田本 大田瀬東 大田瀬東 大田本<				9/19 為寄上瑠理		操座元四郎佐	瀬戸太天 (江戸新石丁) 、女太天すみ (宇 多川丁)
文化3 1806 利数 8/1 為寄浄福理 八幡神事 操座本代清八 歯釈師秀瑞、女太夫第(江戸浅草) 8/2 為寄游報型 八幡神事 操座本代清八 日程変更 9/1 写絵、浄電理 春日神明祭礼 操座元代清八 明建度世人公太末(江戸京塘) 9/2 請釈 八幡神事 操座元代清八 日程変更 9/4 為寄浄福理、写絵 春日神明祭礼(八幡丁帰命寺) 大泉寺 9/4 軍書講談為寄 神明祭礼 操座元代清八 秀瑞(江戸大伝馬丁) 8/22 講釈、浮世絵、浄福理 八幡神事 操座元代清八 佐川東幸一女太夫瀬(講釈浮世座本朱未矛・〈浄瑠璃) 文化4 1807 利敬 9/6 軍書講談 春日神明祭礼 操座本代清八 江戸 秀瑞 文化13 1816 利敬 第10 為寄浄福理 祭礼 操座本代清八 日程変更 文化14 1817 利敬 4/10 為寄浄福理 祭礼 操座本代清八 日程変更 文化14 1817 利敬 4/26 為寄浄福理 祭礼 操座本代月流(川原町) 浄福理渡世女太夫しきん(江戸 東定・清八 文化14 1817 利敬 6/25 為寄浄福理 新堂様(八月) 操座本代り清八 女太夫文字兼 (100 正 兼上別所) (100 正 兼上別所) (100 正 兼上別所) (100 正 兼上別所) 	文化2	1805	利敬	9/5 為寄浄瑠理	春日神明祭礼(八幡町之内)	操座本四郎佐	
文化3 1806 利敬 8/12 為寄簿報理 八幡神事 操産木清八 日程変更 9/1 写絵、浄瑠理 春日神明祭礼 操産元代清八 原理渡世八ツ太夫 (江戸京橋) 9/2 講釈 八幡神事 操産元代清八 日程変更 9/4 為寄浄電理、写絵 春日神明御祭礼 操産元代清八 日程変更 文化4 1807 利敬 8/22 講釈、浮世絵、浄瑠理 八幡神事 操座元代清八 佐川東幸一女太夫瀬 (講釈)学世座本宋大弟子 (浄瑠璃) 文化4 1807 利敬 9/6 軍書講談 春日神明祭礼 操座本代清八 江戸 秀端 文化13 1816 利敬 8/10 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代清八 日程変更 文化14 1817 利敬 8/26 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代月清八 (川原町) 浄瑠理選世女太夫しきん (江戸 元) 文化14 1817 利敬 3/20 操興行 若宮八幡祭礼 (4月) 操座本代り清八 弟子共興行 文化14 1817 科敬 (11原丁) 操座本代り清八 女太夫文字兼 (11月) 操座本代り清八 女太夫文字兼 船置條 (川原丁川岸空地) 操座本代り清八 私弟子文操				5/17 為寄上瑠理	下小路稲荷祭礼(油丁之内)	操座本栄太代清八	
文化3 1806 利数 8/23 為喬浄瑶理 八幡神事 操座不代清八 岩屋運用化ツ太末(江戸玄橋) 9/1 写絵、浄瑠理 春日神明祭礼 操座元代清八 岩屋運用化ツ太末(江戸玄橋) 9/2 講釈 八幡神事 操座元代清八 日程変更 9/4 為寄浄瑠理、写絵 春日神明祭礼(八幡丁帰命寺) 大泉寺 9/14 軍書講談為寄 神明祭礼 操座元代清八 秀端(江戸太伝馬丁) 次化4 1807 利敬 8/22 講釈、浮世絵、浄瑠理 八幡神事 操座元代清八 佐川東幸一女太夫瀧(講釈浮世座本宋太弟子(浄瑠璃)) 文化4 1807 利敬 9/6 軍書講談 春日神明祭礼 操座本代清八 日程変更 文化13 1816 利敬 8/10 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代月清八(川原町) 浄瑠理選世女太夫しきん(江戸 大田) 文化14 1817 利敬 8/26 為寄浄瑠里 祭礼 操座本代月清八(川原町) 浄海理選進世女太夫しきん(江戸 北田) 文化14 1817 利敬 6/25 為寄浄瑠里 祭礼 操座本代月清八 基定本代月清八(川原町) 永子共興行 太太夫文字兼 文化14 1817 利敬 6/25 為寄浄瑠里 施工株田) 操座本代月清八(川原町) 東京社長日本田) 東京社長日本田) 東京社長日本田) 東京社長日本田) 東京社長日本田) 東京社長日本田) 東京社長日本田) 東京社長日本田) 東京社長日本田) 東京社民日本田) 東京社民日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本			利敬	8/1 為寄浄瑠理	八幡神事	操座元代清八	女太夫そよ吉(江戸浅草)
文化3				8/12 為寄講釈		操座本代清八	講釈師秀瑞、女太夫菊(江戸大伝馬町)
9/1 写絵、浄瑠理 春日神明祭礼 操座元代清八 写修譲庫 虎泊郎・文蔵 (失坊 福理渡世八ツ太夫 (江戸京橋)) 9/2 講釈 八幡神事 操座元代清八 日程変更 9/4 為寄浄瑠理、写絵 春日神明御祭礼 (八幡丁帰命寺) 大泉寺 9/14 軍書講談為寄 神明祭礼 操座元代清八 秀瑞 (江戸大伝馬丁) 水化4 1807 利敬 8/22 講釈、浮世絵、浄瑠理 八幡神事 操座元代清八 佐川東幸一女太夫瀧 (講釈浮世座本栄太弟子 (浄瑠璃)) 文化13 1816 利敬 多/6 軍書講談 春日神明祭礼 操座本代清八 日程変更 文化14 1817 利敬 8/10 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代り清八 (川原町) 浄瑠理渡世女太夫しきん (江戸 大田 (川原丁川摩空地) 文化14 1817 利敬 6/25 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代り清八 第子共興行 水化14 1817 利敬 6/25 為寄浄瑠理 船艦様 (川原丁川岸空地) 操座本代り清八 私弟子文操	→ル3	1806		8/23 為寄浄瑠理	八幡神事	操座本清八	日程変更
9/2 講釈 八幡神事 換座元代清八 日程変更 日程変更 1807 利敬 8/22 講釈、浮世絵、浄瑠理 八幡神事 換座元代清八 55端(江戸大伝馬丁) 大泉寺	×100	1000		9/1 写絵、浄瑠理	春日神明祭礼	操座元代清八	写絵渡世 虎治郎・文蔵(大坂嶋ノ内)浄 瑠珊渡世ハツナキ(江戸京橋)
文化4 1807 利敬 8/22 講釈、浮世絵、浄瑠理 八幡神事 操座元代清八 佐川東幸→女太夫瀧(講釈浮世座本栄太弟子(浄瑠璃) 文化4 1807 利敬 9/6 軍書講談 春日神明祭礼 操座本代清八 江戸 秀瑞 文化13 1816 利敬 8/10 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代月八 日程変更 文化14 1817 利敬 8/26 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代リ清八(川原町) 文化14 1817 利敬 6/25 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代リ清八(川原町) 文化14 1817 利敬 6/25 為寄浄瑠理 新子共興行 放出 20 深世衛興行 指監様(川原丁川岸空地) 操座本代リ清八 私弟子文操				9/2 講釈	八幡神事	操座元代清八	
文化4 1807 利敬 8/22 講釈、浮世絵、浄瑠理 八幡神事 操座元代清八 佐川東幸→女太夫瀧(講釈浮世座本栄太弟子(浄瑠璃) 文化4 1807 利敬 9/6 軍書講談 春日神明祭礼 操座本代清八 日程変更 文化13 1816 利敬 8/10 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代月流八(川原町) 8/26 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代り清八(川原町) 浄瑠理渡世女太夫しきん(江戸 本宮八幡祭礼(4月) 文化14 1817 利敬 6/25 為寄浄瑠理 船監様(7/1)祭礼(川原丁川岸空地) 操座本代り清八 女太夫文字兼 6/29 浮世噺興行 船監様(川原丁川岸空地) 操座本代り清八 私弟子文操				9/4 為寄浄瑠理、写絵	春日神明御祭礼(八幡丁帰命寺)	大泉寺	
文化4 1807 利敬 1807 利敬 1807 利敬 1807				9/14 軍書講談為寄	神明祭礼	操座元代清八	秀瑞(江戸大伝馬丁)
9/6 車書講談 春日神明祭礼 操座本代清八 江戸 秀埔 9/17 車書講談 春日神明祭礼 操座本代清八 日程変更 文化13 1816 利敬 8/10 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代り清八 (川原町) 浄瑠理渡世女太夫しきん (江戸 文化14 1817 利敬 6/25 為寄浄瑠理 第名 第名 第名 第名 第名 第名 第名 第				8/22 講釈、浮世絵、浄瑠理	八幡神事	操座元代清八	佐川東幸→女太夫瀧(講釈浮世咄) 座本栄太弟子(浄瑠璃)
文化13 1816 利数 8/10 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代り清八 (川原町) 浄瑠理渡世女太夫しきん (江戸	文化4	1807	利敬	9/6 軍書講談	春日神明祭礼	操座本代清八	江戸 秀瑞
文化13 1816 利敬 8/26 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代り清八 (川原町) 浄瑠理渡世女太夫しきん (江戸 東瑠東) 文化14 1817 利敬 3/20 操興行 若宮八幡祭礼 (4月) 操座本清八 弟子共興行 船監様 (//1)祭礼 (川原工義七所) 操座本代り清八 女太夫文字兼 6/29 浮世端興行 船監様 (川原丁川岸空地) 操座本代り清八 私弟子文操				9/17 軍書講談	春日神明祭礼	操座本代清八	日程変更
8/26 為寄浄瑠理 祭礼 操座本代り清八 (川原町) 浄瑠理渡世女太夫しきん (江戸	サル13	1016		8/10 為寄浄瑠理	祭礼	操座本代り清八 (川原町)	
文化14 1817 利敬 6/25 為寄浄瑠理 船笠様 (7/1)祭礼 (川原丁善七所) 操座本代り清八 女太夫文字兼 6/29 浮世噺興行 船霊様 (川原丁川岸空地) 操座本代り清八 私弟子文操	X1613	13 1816		8/26 為寄浄瑠理	祭礼	操座本代り清八 (川原町)	浄瑠理渡世女太夫しきん(江戸両国)
文化14				3/20 操興行		操座本清八	弟子共興行
6/29 浮世噺興行 船霊様(川原丁川岸空地) 操座本代り清八 私弟子文操	文化14	1817	利敬	6/25 為寄浄瑠理		操座本代り清八	女太夫文字兼
ウガー 1010 利数 *** 4 N I				6/29 浮世噺興行		操座本代り清八	私弟子文操
文政元 1818 利敬 これ以降、記述なし	文政元	1818	利敬	これ以降、記述なし			